

平成 30 年度第 1 回岩手県子ども・子育て会議  
幼保連携型認定こども園部会

日 時：平成 31 年 3 月 25 日（月）

13：30～15：30

場 所：盛岡地区合同庁舎 8 階講堂 A

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- (1) 幼保連携型認定こども園の設置の認可について
- (2) その他

4 閉 会

## 岩手県子ども・子育て会議 幼保連携型認定こども園部会名簿

### 【委員】

(順不同、敬称略)

区分	分野	所属団体	職名	氏名	摘要
子どもの保護者	小学生保護者	岩手県PTA連合会	副会長	関 潤	
子ども・子育て支援事業者	保 育	岩手県社会福祉協議会・保育協議会	会 長	藤本 達也	
	教 育	岩手県国公立幼稚園・こども園協議会	事務局長	八島 定子	
	福 祉	岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	米田 ハツエ	
学識経験者	大 学	盛岡大学短期大学部	教 授	大塚 健樹	

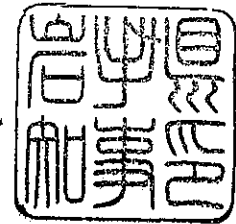
### 【事務局】

部 局 名	課 室 名	職 名	氏 名
保健福祉部	子ども子育て支援課	総括課長	門脇 吉彦
		少子化・子育て支援担当課長	中村 佳和
		主査	高木 悠
		主査	中村 淳一
		主事	遠藤 妃裕可

子 第 1470 号  
平成 31 年 3 月 4 日

岩手県子ども・子育て会議  
幼保連携型認定こども園部会長 様

岩手県知事 達 増 拓 也



幼保連携型認定こども園の設置の認可について（諮問）

このことについて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 3 項の規定に基づき、下記事例について、貴部会の意見を求めます。

記

○意見照会事項

幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る審査（別紙のとおり）

【担当】 保健福祉部子ども子育て支援課  
子育て支援担当 高木  
電話 019-629-5460  
FAX 019-629-5464

## 別紙

## 幼保連携型認定こども園の設置の認可につき審議するものの一覧表

番号	名称	所在地	設置者	開設の時期
1	幼保連携型認定こども園 あかまえこども園	本園：宮古市赤前第3地割14番地11 分園：宮古市黒森町2番34	社会福祉法人 慈愛会	平成31年4月1日
2	認定こども園 盛こども園	大船渡市盛町字沢川47番地1	社会福祉法人 盛愛育会	平成31年4月1日
3	幼保連携型認定こども園 花巻みなみ幼稚園	花巻市桜木町2丁目209	学校法人 豊水久田野学園	平成31年4月1日
4	にじいろこども園	花巻市東宮野目第3地割95番地1	社会福祉法人 セントラル	平成31年4月1日
5	幼保連携型認定こども園 いいとよ保育園	北上市村崎野12地割74番地1	社会福祉法人 平和会	平成31年4月1日
6	幼保連携型認定こども園 門前保育園	久慈市新中の橋第4地割11番地4	社会福祉法人 門前保育会	平成31年4月1日
7	平館こども園	八幡平市平館第26地割30番地	社会福祉法人 杉の子会	平成31年4月1日
8	あしろこども園	八幡平市清水219	社会福祉法人 杉の子会	平成31年4月1日
9	認定こども園 姉体幼稚園	奥州市水沢姉体町宿25	学校法人 龍徳学園	平成31年4月1日
10	なでしこ保育園	滝沢市室小路251番地2	社会福祉法人 撫子会	平成31年4月1日
11	幼保連携型認定こども園 北高田こども園	紫波郡矢巾町高田第9地割5番地1	社会福祉法人 吉祥会	平成31年4月1日
12	幼保連携型認定こども園 こずかたこども園	紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第5 地割335番地	社会福祉法人 敬愛会	平成31年4月1日

## 幼保連携型認定こども園の設置の認可について

### 1 幼保連携型認定こども園の設置の手続き等の概要

#### (1) 幼保連携型認定こども園とは

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律<sup>\*1</sup>の定めるところにより設置される施設

※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）

#### (2) 設置主体（法第12条）

国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人

#### (3) 認可等主体（法第17条第1項）

都道府県知事<sup>\*2</sup>、指定都市の長、中核市の長

※2 指定都市及び中核市以外の市町村が設置する施設等の届出受理（法第16条）を含む。

#### (4) 審議会の意見聴取

都道府県知事は、アからウまでの認可等をしようとするときは、あらかじめ法第25条に規定する審議会<sup>\*3</sup>の意見を聴かなければならない。

ア 設置の認可・廃止等の認可（法第17条第3項）

イ 事業停止命令・閉鎖命令（法第21条第2項）

ウ 認可の取消し（法第22条第2項）

※3 本県では、「幼保連携型認定こども園部会」を当該審議会として位置づけ

#### (5) 設置基準

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号）で基準を策定（国が定める基準に従い又はそれを参酌）

#### (6) 認可の適否

ア 法令上の取扱い（法第17条第6項）

条例で定める基準に適合し、かつ欠格事由に該当しないと認められる場合は、認可をするものとされている。ただし、幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、子ども・子育て支援事業支援計画に定める必要利用定員総数に既に達している場合等は認可をしないことができる。

イ 本県の方針

本県においては、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画において、「幼稚園又は保育所から認定こども園に移行する場合にあっては、制度の目的である認定こども園の普及の観点から、既に確保対策が量の見込を上回っている場合にも、原則として認可を行う方針<sup>\*4</sup>」としていること。

※4 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画に明記

2 県内の幼保連携型認定こども園の設置状況 (H30.4.1現在) 公立9、私立54 計63か所

(単位：か所)

No.	市町村名	公立	私立	計
1	盛岡市	0	14	14
2	宮古市	0	1	1
3	大船渡市	3	0	3
4	花巻市	0	3	3
5	北上市	0	2	2
6	久慈市	0	4	4
7	遠野市	0	1	1
8	一関市	3	8	11
9	釜石市	1	2	3
10	二戸市	0	3	3
11	奥州市	2	7	9
12	滝沢市	0	1	1
13	紫波町	0	2	2
14	矢巾町	0	3	3
15	大槌町	0	2	2
16	洋野町	0	1	1
	計 16市町	9	54	63

3 意見聴取の対象となる施設

	名称	所在地	開設の時期	現在の施設種別
1	幼保連携型認定こども園あかまえこども園	宮古市	31.4.1	保育所
2	認定こども園盛こども園	大船渡市	31.4.1	保育所
3	幼保連携型認定こども園花巻みなみ幼稚園	花巻市	31.4.1	幼稚園
4	にじいろこども園		31.4.1	新設
5	幼保連携型認定こども園いとよ保育園	北上市	31.4.1	保育所
6	幼保連携型認定こども園門前保育園	久慈市	31.4.1	保育所
7	平館こども園	八幡平市	31.4.1	保育所
8	あしろこども園		31.4.1	保育所
9	認定こども園姉体幼稚園	奥州市	31.4.1	幼稚園
10	なでしこ保育園	滝沢市	31.4.1	保育所
11	幼保連携型認定こども園北高田こども園	矢巾町	31.4.1	保育所
12	幼保連携型認定こども園こずかたこども園		31.4.1	保育所

幼保連携型認定こども園に係る教育保育概要等に関する調書

施設名 幼保連携型認定こども園 あかまえこども園

施設の所在地	本園 〒027-0202 岩手県宮古市赤前第3地割14番地11 分園 〒027-0065 岩手県宮古市黒森町2番34				
施設の設置者	社会福祉法人慈愛会				
施設の設置者の所在地	〒027-0202 岩手県宮古市赤前第3地割14番地11				
利用定員	満3歳未満児	満3歳以上児	計		
保育を必要とする子ども	30人	30人	60人		
保育を必要とする子ども以外の子ども	0人	3人	3人		
計	30人	33人	63人 【本園】0歳児4人・1歳児5人 2歳児11人・3歳児11人 4歳児11人・5歳児11人 【分園】0歳児3人・1歳児3人 2歳児4人		
開園日数	開園日数：年間 294日 休園日：日曜日、祝日、年末年始、長期休業日（夏季、冬季、春季）				
開園時間	7時00分～18時00分（延長保育18時00分～19時00分）				
教育及び保育に従事する者の数	本園 実人員8人（常勤換算8人） 分園 実人員4人（常勤換算4人）				
学級数	3学級				
園舎の面積	本園 587.63 m <sup>2</sup> 分園 141.9 m <sup>2</sup> 計 729.53 m <sup>2</sup>				
園庭の面積	本園 448.45 m <sup>2</sup> 分園 84.83 m <sup>2</sup> 計 533.28 m <sup>2</sup>				
給食の提供状況	全園児自園完全給食				
実施する子育て支援事業の内容		事業の内容	事業の実施日	実施場所	対象者
	1	教育・保育相談事業	開園日と同じ	本園園舎	在園児及び未就園児とその保護者等、地域住民
	2	延長保育事業	開園日と同じ	園舎	2号及び3号認定児
	3	入園体験	開園日の毎週火曜日	本園園舎	未就園児とその保護者

幼保連携型認定こども園設置基準対応状況

施設名 幼保連携型認定こども園 あかまえこども園 (本園)

項目	申請内容	基準	適・否
<b>(1) 学級編制</b>			
学級編制	11人×3学級	1学級当たり35人以下	適
学級担任	3人	3人(学級数)以上	適
<b>(2) 職員配置</b>			
保育教諭	8人	7人以上(※) 4・5歳児 22人×1/30=0.7(2学級) 3歳児 11人×1/20=0.5(1学級) 1・2歳児 16人×1/6=2.6 0歳児 4人×1/3=1.3	適
調理員	2人(栄養士も兼ねている)	必置(ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要)	適
<b>(3) 設備等</b>			
園舎の構造	2階建	原則2階建以下	適
園舎の面積	587.63㎡	441.78㎡以上 学級数による算定 320㎡+(3学級-2)×100㎡=420㎡ 3歳未満の園児数による算定 2歳児11人×1.98㎡=21.78㎡	適
園庭の面積	448.45㎡	原則:449.50㎡以上(※本園の園庭は、本園及び分園の園児数・学級数の合計に対応した面積を有する必要がある。) 学級数による算定 400㎡ 2歳の園児数15人×3.3㎡=49.5㎡ 特例:158.4㎡以上 満3歳以上の園児数33人×3.3㎡=108.9㎡ 2歳の園児数15人×3.3㎡=49.5㎡ 国基準附則第4条第2項の規定により、保育所を廃止し、同一の所在場所で幼保連携型認定こども園を設置する場合は、特例を適用できる。	特例を適用し 適
保育室等の面積	乳児室兼ほふく室 24.79㎡	23.1㎡以上 0歳児4人×1.65㎡=6.6㎡ 1歳児5人×3.30㎡=16.5㎡	適
	保育室 150.09㎡(4室)	87.12㎡以上 2歳以上児44人×1.98㎡=87.12㎡	適
<b>(4) 運営</b>			
教育週数	年間41週	年間39週以上	適
子育て支援事業	教育保育相談事業を実施	教育保育相談事業の実施が必須	適
<b>(5) 欠格事由</b>			
申請者	欠格事由に該当しない	欠格事由に該当しないこと。 (欠格事由) ・国民の福祉又は学校教育に関する法律の規定による罰金刑 ・労働に関する法律の規定による罰金刑 ・認可取消の日から5年を経過しない者等	適
申請者の役員	欠格事由に該当しない	申請者と同様の欠格事由に該当しないこと。	適

※ 年齢区分別の保育教諭数は、小数点第2位以下切り捨て。計は、小数点以下四捨五入。



幼保連携型認定こども園設置基準対応状況

施設名 幼保連携型認定こども園 あかまえこども園 (分園)

項目	申請内容	基準	適・否
<b>(1) 学級編制</b>			
学級編制	—	— (分園では、教育課程に基づく教育を行わない。)	—
学級担任	—	— (同上)	—
<b>(2) 職員配置</b>			
保育教諭	4人	2人以上(※) 4・5歳児 0人×1/30=0.0 3歳児 0人×1/20=0.0 1・2歳児 7人×1/6=1.1 0歳児 3人×1/3=1.0	適
調理員	1人	必置(ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要)	適
<b>(3) 設備等</b>			
園舎の構造	2階建(2階は物置等)	原則2階建以下	適
園舎の面積	141.90㎡	22.77㎡以上 学級数による算定 学級編制無し 0㎡ 3歳未満の園児数による算定 0歳児 3人×1.65㎡=4.95㎡ 1歳児 3人×3.30㎡=9.90㎡ 2歳児 4人×1.98㎡=7.92㎡	適
園庭の面積	84.83㎡ (本園448.45㎡)	13.2㎡以上(※本園の園庭は、本園及び分園の園児数・学級数の合計に対応した面積を有する必要がある。) 学級数や3歳以上の園児数による算定 0㎡ 2歳児 4人×3.3㎡=13.2㎡	適
保育室等の面積	乳児室兼ほふく室 18.89㎡	14.85㎡以上 ほふくしない 0歳児 3人×1.65㎡=4.95㎡ ほふくする 1歳児 3人×3.30㎡=9.90㎡	適
	保育室 28.50㎡	7.92㎡以上 2歳児 4人×1.98㎡=7.92	適
本園と分園の距離	所要時間：車で片道約25分 移動距離：12.1km	通常交通手段により、30分以内の距離を目安	適
<b>(4) 運営</b>			
教育週数	—	— (分園では、教育課程に基づく教育を行わない。)	—
子育て支援事業	— (延長保育事業や預かり保育事業は、分園においても実施。)	— (分園での子育て支援事業の実施は努力義務だが、実施することとしている。)	—
<b>(5) 備考</b>			
<p>給食は、本園の栄養士が献立を作成し、分園の調理室において、調理員が調理することとしており、特段問題はないこと。</p> <p>本園は、赤前地区に住む住民が主に利用し、分園は、市中心部に位置しており、近くに居住する方や市内に通勤する方が利用している。</p> <p>なお、2歳児の定員は本園11人、分園4人の計15人で、3歳児の定員は計11人となっているが、分園を利用する方は、3歳になると近隣の認定こども園へ転園するなど宮古市が調整しており、現在も、特段問題なく運営されていること。</p>			

※ 年齢区別の保育教諭数は、小数点第2位以下切り捨て。計は、小数点以下四捨五入。

幼保連携型認定こども園に係る教育保育概要等に関する調書

施設名 幼保連携型認定こども園 盛こども園

施設の所在地	〒 022-0003 岩手県大船渡市盛町字沢川 47 番地 1			
施設の設置者	社会福祉法人盛愛育会			
施設の設置者の所在地	〒 022-0003 岩手県大船渡市盛町字沢川 47 番地 1			
利用定員	満 3 歳未満児	満 3 歳以上児	計	
保育を必要とする子ども	50 人	70 人	120 人	
保育を必要とする子ども以外の子ども	0 人	5 人	5 人	
計	50 人	75 人	125 人 〔 0 歳児 11 人・1 歳児 20 人 2 歳児 19 人・3 歳児 25 人 4 歳児 25 人・5 歳児 25 人 〕	
開園日数	開園日数：年間 295 日 休園日：日曜日、祝日、年末年始、長期休業			
開園時間	7 時 15 分～18 時 15 分（延長保育 18 時 15 分～18 時 45 分）			
教育及び保育に従事する者の数	実人員 21 人（常勤換算 19 人）			
学級数	3 学級			
園舎の面積	937.51 m <sup>2</sup>			
園庭の面積	2,450.98 m <sup>2</sup>			
給食の提供状況	全園児自園完全給食			
実施する子育て支援事業の内容	事業の内容	事業の実施日	実施場所	対象者
	1 子育て相談	開園日と同じ 9:00～17:00	園舎	在園児及び未就園児の保護者、地域住民
	2 未就園児の入園体験	月 1 回	園舎	未就園児及び保護者
3				

幼保連携型認定こども園設置基準対応状況

施設名 幼保連携型認定こども園 盛こども園

項目	申請内容	基準	適・否
<b>(1)学級編制</b>			
学級編制	25人×3学級	1学級当たり35人以下	適
学級担任	3人	3人(学級数)以上	適
<b>(2)職員配置</b>			
保育教諭	19人	13人以上(※) 4・5歳児 50人×1/30=1.6(2学級) 3歳児 25人×1/20=1.2(1学級) 1・2歳児 39人×1/6=6.5 0歳児 11人×1/3=3.6	適
調理員	3人(ほか栄養士1人)	必置(ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要)	適
<b>(3)設備等</b>			
園舎の構造	平屋建	原則2階建以下	適
園舎の面積	937.51㎡	541.77㎡以上 学級数による算定 $320㎡ + (3学級 - 2) \times 100㎡ = 420㎡$ 3歳未満の園児数による算定 ほふくしない 0歳児11人×1.65㎡=18.15㎡ ほふくする 1歳児20人×3.30㎡=66.00㎡ 2歳児19人×1.98㎡=37.62㎡	適
園庭の面積	2,450.98㎡	462.70㎡以上 (1) ①、②のいずれか大きい面積 ① 学級数による算定 $400㎡ + (3学級 - 3) \times 80㎡ = 400㎡$ ② 3歳以上の園児数による算定 $75人 \times 3.3㎡ = 247.50㎡$ (2) 2歳の園児数による算定 $2歳児19人 \times 3.3㎡ = 62.70㎡$	適
保育室等の面積	乳児室 28.09㎡(1室)	18.15㎡以上 ほふくしない 0歳児11人×1.65㎡=18.15㎡	適
	ほふく室 72.15㎡(1室)	66.00㎡以上 ほふくする 1歳児20人×3.3㎡=66.00㎡	適
	保育室 191.99㎡(4室)	186.12㎡以上 2歳以上児94人×1.98㎡=186.12㎡	適
<b>(4)運営</b>			
教育週数	年間39週	年間39週以上	適
子育て支援事業	子育て相談(教育保育相談事業)を実施	教育保育相談事業の実施が必須	適
<b>(5)欠格事由</b>			
申請者	欠格事由に該当しない	欠格事由に該当しないこと。 (欠格事由) ・ 国民の福祉又は学校教育に関する法律の規定による罰金刑 ・ 労働に関する法律の規定による罰金刑 ・ 認可取消の日から5年を経過しない者 等	適
申請者の役員	欠格事由に該当しない	申請者と同様の欠格事由に該当しないこと	適

※ 年齢区分別の保育教諭数は、小数点第2位以下切り捨て。計は、小数点以下四捨五入。

幼保連携型認定こども園に係る教育保育概要等に関する調書

施設名 幼保連携型認定こども園 花巻みなみ幼稚園

施設の所在地	〒 025-0094 岩手県花巻市桜木町二丁目 209 番地			
施設の設置者	学校法人豊水久田野学園			
施設の設置者の所在地	〒 025-0011 岩手県花巻市高木第 20 地割 200 番地 308			
利用定員	満 3 歳未満児	満 3 歳以上児	計	
保育を必要とする子ども	24 人	36 人	60 人	
保育を必要とする子ども以外の子ども	0 人	48 人	48 人	
計	24 人	84 人	108 人 〔 0 歳児 6 人・1 歳児 6 人 2 歳児 12 人・3 歳児 32 人 4 歳児 26 人・5 歳児 26 人 〕	
開園日数	開園日数：年間 293 日程度 休園日：日曜日、祝日、年末年始			
開園時間	7 時 00 分～18 時 00 分（延長保育 18 時 00 分～19 時 00 分）			
教育及び保育に従事する者の数	実人員 12 人（常勤換算 12 人）			
学級数	4 学級			
園舎の面積	1,254.93 m <sup>2</sup>			
園庭の面積	844.58 m <sup>2</sup>			
給食の提供状況	全園児自園完全給食			
実施する子育て支援事業の内容	事業の内容	事業の実施日	実施場所	対象者
	1 子育て相談	開園日と同じ 9:00～16:00	園舎	在園児及び未就園児の保護者、地域住民
	2 早期入園支援事業	開園日（平日） 9:15～13:15	園舎	2号認定を除く満3歳児
3				

幼保連携型認定こども園設置基準対応状況

施設名 幼保連携型認定こども園 花巻みなみ幼稚園

項目	申請内容	基準	適・否
<b>(1) 学級編制</b>			
学級編制	6人×1学級、26人×3学級	1学級当たり35人以下	適
学級担任	4人	4人(学級数)以上	適
<b>(2) 職員配置</b>			
保育教諭	12人	9人以上(※) 4・5歳児 52人×1/30=1.7(2学級) 3歳児 32人×1/20=1.6(2学級) 1・2歳児 18人×1/6=3.0 0歳児 6人×1/3=2.0	適
調理員	1人(ほか栄養士2人)	必置(ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要)	適
<b>(3) 設備等</b>			
園舎の構造	平屋建	原則2階建以下	適
園舎の面積	1,254.94㎡	573.46㎡以上 学級数による算定 $320\text{㎡} + (4\text{学級} - 2) \times 100\text{㎡} = 520\text{㎡}$ 3歳未満の園児数による算定 ほふくしない 0歳児6人×1.65㎡=9.90㎡ ほふくする 1歳児6人×3.30㎡=19.80㎡ 2歳児12人×1.98㎡=23.76㎡	適
園庭の面積	844.58㎡	519.60㎡以上 (1) ①、②のいずれか大きい面積 ① 学級数による算定 $400\text{㎡} + (4\text{学級} - 3) \times 80\text{㎡} = 480\text{㎡}$ ② 3歳以上の園児数による算定 $84\text{人} \times 3.3\text{㎡} = 277.20\text{㎡}$ (2) 2歳の園児数による算定 $2\text{歳児}12\text{人} \times 3.3\text{㎡} = 39.60\text{㎡}$	適
保育室等の面積	乳児室 28.18㎡(1室)	9.90㎡以上 ほふくしない 0歳児6人×1.65㎡=9.90㎡	適
	ほふく室 29.16㎡(1室)	19.80㎡以上 ほふくする 1歳児6人×3.3㎡=19.80㎡	適
	保育室 371.52㎡(5室)	190.08㎡以上 2歳以上児96人×1.98㎡=190.08㎡	適
<b>(4) 運営</b>			
教育週数	年間41週	年間39週以上	適
子育て支援事業	子育て相談(教育保育相談事業)を実施	教育保育相談事業の実施が必須	適
<b>(5) 欠格事由</b>			
申請者	欠格事由に該当しない	欠格事由に該当しないこと。 (欠格事由) ・ 国民の福祉又は学校教育に関する法律の規定による罰金刑 ・ 労働に関する法律の規定による罰金刑 ・ 認可取消の日から5年を経過しない者等	適
申請者の役員	欠格事由に該当しない	申請者と同様の欠格事由に該当しないこと	適

※ 年齢区分別の保育教諭数は、小数点第2位以下切り捨て。計は、小数点以下四捨五入。

幼保連携型認定こども園に係る教育保育概要等に関する調書

施設名 にじいろこども園

施設の所在地	〒 025-0003 岩手県花巻市東宮野目第 13 地割 95 番 4			
施設の設置者	社会福祉法人セントラル			
施設の設置者の所在地	〒 025-0003 岩手県花巻市東宮野目第 13 地割 95 番 3			
利用定員	満 3 歳未満児	満 3 歳以上児	計	
保育を必要とする子ども	15 人	45 人	60 人	
保育を必要とする子ども以外の子ども	0 人	15 人	15 人	
計	15 人	60 人	75 人 〔 0 歳児 3 人・1 歳児 6 人 2 歳児 6 人・3 歳児 20 人 4 歳児 20 人・5 歳児 20 人 〕	
開園日数	開園日数：年間 295 日程度 休園日：日曜日、祝日、年末年始			
開園時間	7 時 30 分～18 時 30 分			
教育及び保育に従事する者の数	実人員 12 人（常勤換算 12 人）			
学級数	3 学級			
園舎の面積	854.39 m <sup>2</sup>			
園庭の面積	700.00 m <sup>2</sup>			
給食の提供状況	全園児自園完全給食（委託）			
実施する子育て支援事業の内容	事業の内容	事業の実施日	実施場所	対象者
	1 子育て相談	開園日と同じ	園舎	在園児及び未就園児の保護者、地域住民
	2 親子教室	月 2 回程度	園舎	3 歳未満の未就園児とその保護者
3				

幼保連携型認定こども園設置基準対応状況

施設名 にじいろこども園

項目	申請内容	基準	適・否
<b>(1) 学級編制</b>			
学級編制	20人×3学級	1学級当たり35人以下	適
学級担任	3人	3人(学級数)以上	適
<b>(2) 職員配置</b>			
保育教諭	12人	6人以上(※) 4・5歳児 40人×1/30=1.3(2学級) 3歳児 20人×1/20=1.0(1学級) 1・2歳児 12人×1/6=2.0 0歳児 3人×1/3=1.0	適
調理員	全部委託 (栄養士1人、調理員3人配置)	必置(ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要)	適
<b>(3) 設備等</b>			
園舎の構造	2階建	原則2階建以下	適
園舎の面積	854.39㎡	456.63㎡以上 学級数による算定 $320㎡ + (3学級 - 2) \times 100㎡ = 420㎡$ 3歳未満の園児数による算定 ほふくしない 0歳児3人×1.65㎡=4.95㎡ ほふくする 1歳児6人×3.30㎡=19.80㎡ 2歳児6人×1.98㎡=11.88㎡	適
園庭の面積	700.00㎡	419.80㎡以上 (1) ①、②のいずれか大きい面積 ① 学級数による算定 $400㎡ + (3学級 - 3) \times 80㎡ = 400㎡$ ② 3歳以上の園児数による算定 $60人 \times 3.3㎡ = 198.00㎡$ (2) 2歳の園児数による算定 $2歳児6人 \times 3.3㎡ = 19.80㎡$	適
保育室等の面積	乳児室 16.95㎡ (1室)	4.95㎡以上 ほふくしない 0歳児3人×1.65㎡=4.95㎡	適
	ほふく室 41.42㎡ (1室)	19.80㎡以上 ほふくする 1歳児6人×3.3㎡=19.80㎡	適
	保育室 145.31㎡ (4室)	130.68㎡以上 2歳以上児66人×1.98㎡=130.68㎡	適
<b>(4) 運営</b>			
教育週数	年間39週	年間39週以上	適
子育て支援事業	子育て相談(教育保育相談事業)を実施	教育保育相談事業の実施が必須	適
<b>(5) 欠格事由</b>			
申請者	欠格事由に該当しない	欠格事由に該当しないこと。 (欠格事由) ・ 国民の福祉又は学校教育に関する法律の規定による罰金刑 ・ 労働に関する法律の規定による罰金刑 ・ 認可取消の日から5年を経過しない者等	適
申請者の役員	欠格事由に該当しない	申請者と同様の欠格事由に該当しないこと	適

※ 年齢区別の保育教諭数は、小数点第2位以下切り捨て。計は、小数点以下四捨五入。

幼保連携型認定こども園に係る教育保育概要等に関する調書

施設名 幼保連携型認定こども園 いいとよ保育園

施設の所在地	〒 024-0004 岩手県北上市村崎野 12 地割 74 番地 1			
施設の設置者	社会福祉法人平和会			
施設の設置者の所在地	〒 024-0004 岩手県北上市村崎野 12 地割 74 番地 8			
利用定員	満 3 歳未満児	満 3 歳以上児	計	
保育を必要とする子ども	51 人	69 人	120 人	
保育を必要とする子ども以外の子ども	0 人	10 人	10 人	
計	51 人	79 人	130 人 ( 0 歳児 15 人・1 歳児 18 人 2 歳児 18 人・3 歳児 26 人 4 歳児 26 人・5 歳児 27 人 )	
開園日数	開園日数：年間 293 日 休 園 日：日曜日、祝日、年末年始			
開園時間	7 時 00 分～18 時 00 分 (延長保育 18 時 00 分～19 時 00 分)			
教育及び保育に従事する者の数	実人員 21 人 (常勤換算 21 人)			
学級数	3 学級			
園舎の面積	1,303.03 m <sup>2</sup>			
園庭の面積	2,162.24 m <sup>2</sup>			
給食の提供状況	全園児自園完全給食			
実施する子育て支援事業の内容	事業の内容	事業の実施日	実施場所	対象者
	1 子育て相談	開園日と同じ	園舎	在園児及び未就園児の保護者、地域住民
	2 園庭開放	開園日の平日	園舎	未就園児とその保護者
	3			



幼保連携型認定こども園設置基準対応状況

施設名 幼保連携型認定こども園 いいとよ保育園

項目	申請内容	基準	適・否
<b>(1) 学級編制</b>			
学級編制	26人×2学級、27人×1学級	1学級当たり35人以下	適
学級担任	4人	3人(学級数)以上	適
<b>(2) 職員配置</b>			
保育教諭	21人	14人以上(※) 4・5歳児 53人×1/30=1.7(2学級) 3歳児 26人×1/20=1.3(1学級) 1・2歳児 36人×1/6=6.0 0歳児 15人×1/3=5.0	適
調理員	3人(その他栄養士1人)	必置(ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要)	適
<b>(3) 設備等</b>			
園舎の構造	2階建	原則2階建以下	適
園舎の面積	1,303.03㎡	539.79㎡以上 学級数による算定 $320㎡ + (3学級 - 2) \times 100㎡ = 420㎡$ 3歳未満の園児数による算定 ほふくしない 0歳児15人×1.65㎡=24.75㎡ ほふくする 1歳児18人×3.30㎡=59.40㎡ 2歳児18人×1.98㎡=35.64㎡	適
園庭の面積	2,162.24㎡	459.40㎡以上 (1) ①、②のいずれか大きい面積 ① 学級数による算定 $400㎡ + (3学級 - 3) \times 80㎡ = 400㎡$ ② 3歳以上の園児数による算定 $79人 \times 3.3㎡ = 260.70㎡$ (2) 2歳の園児数による算定 $2歳児18人 \times 3.3㎡ = 59.40㎡$	適
保育室等の面積	乳児室 51.66㎡(1室)	24.75㎡以上 ほふくしない 0歳児15人×1.65㎡=24.75㎡	適
	ほふく室 62.92㎡(1室)	59.40㎡以上 ほふくする 1歳児18人×3.3㎡=59.40㎡	適
	保育室 267.56㎡(4室)	192.06㎡以上 2歳以上児97人×1.98㎡=192.06㎡	適
<b>(4) 運営</b>			
教育週数	年間41週	年間39週以上	適
子育て支援事業	子育て相談(教育保育相談事業)を実施	教育保育相談事業の実施が必須	適
<b>(5) 欠格事由</b>			
申請者	欠格事由に該当しない	欠格事由に該当しないこと。 (欠格事由) ・ 国民の福祉又は学校教育に関する法律の規定による罰金刑 ・ 労働に関する法律の規定による罰金刑 ・ 認可取消の日から5年を経過しない者等	適
申請者の役員	欠格事由に該当しない	申請者と同様の欠格事由に該当しないこと	適

※ 年齢区別の保育教諭数は、小数点第2位以下切り捨て。計は、小数点以下四捨五入。

幼保連携型認定こども園に係る教育保育概要等に関する調書

施設名 幼保連携型認定こども園 門前保育園

施設の所在地	〒 028-0023 岩手県久慈市新中の橋第4地割11番地の4			
施設の設置者	社会福祉法人門前保育会			
施設の設置者の所在地	〒 028-0023 岩手県久慈市新中の橋第4地割11番地の4			
利用定員	満3歳未満児	満3歳以上児	計	
保育を必要とする子ども	52人	56人	108人	
保育を必要とする子ども以外の子ども	0人	12人	12人	
計	52人	68人	120人 (0歳児9人・1歳児21人 2歳児22人・3歳児22人 4歳児23人・5歳児23人)	
開園日数	開園日数：年間 295日 休園日：日曜日、祝日、年末年始			
開園時間	7時00分～18時00分(延長保育18時00分～19時00分)			
教育及び保育に従事する者の数	実人員 14人(常勤換算 14人)			
学級数	3学級			
園舎の面積	998.23 m <sup>2</sup>			
園庭の面積	1,542.82 m <sup>2</sup>			
給食の提供状況	全園児自園完全給食			
実施する子育て支援事業の内容	事業の内容	事業の実施日	実施場所	対象者
	1 子育て相談	開園日と同じ	園舎	在園児及び未就園児の保護者、地域住民
	2 未就園児の入園体験	開園日と同じ	園舎	未就園児とその保護者
3				

幼保連携型認定こども園設置基準対応状況

施設名 幼保連携型認定こども園 門前保育園

項目	申請内容	基準	適・否
<b>(1) 学級編制</b>			
学級編制	23人×2学級、22人×1学級	1学級当たり35人以下	適
学級担任	3人	3人(学級数)以上	適
<b>(2) 職員配置</b>			
保育教諭	14人	13人以上(※) 4・5歳児 46人×1/30=1.5(2学級) 3歳児 22人×1/20=1.1(1学級) 1・2歳児 43人×1/6=7.1 0歳児 9人×1/3=3.0	適
調理員	3人(ほか栄養士1人)	必置(ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要)	適
<b>(3) 設備等</b>			
園舎の構造	平屋建	原則2階建以下	適
園舎の面積	998.23㎡	547.71㎡以上 学級数による算定 $320㎡ + (3学級 - 2) \times 100㎡ = 420㎡$ 3歳未満の園児数による算定 ほふくしない 0歳児9人×1.65㎡=14.85㎡ ほふくする 1歳児21人×3.30㎡=69.30㎡ 2歳児22人×1.98㎡=43.56㎡	適
園庭の面積	1,542.82㎡	472.60㎡以上 (1) ①、②のいずれか大きい面積 ① 学級数による算定 $400㎡ + (3学級 - 3) \times 80㎡ = 400㎡$ ② 3歳以上の園児数による算定 $68人 \times 3.3㎡ = 224.40㎡$ (2) 2歳の園児数による算定 $2歳児22人 \times 3.3㎡ = 72.60㎡$	適
保育室等の面積	乳児室・ほふく室 87.37㎡(2室)	84.15㎡以上 ほふくしない 0歳児9人×1.65㎡=14.85㎡ ほふくする 1歳児21人×3.30㎡=69.30㎡	適
	保育室 205.61㎡(4室)	178.20㎡以上 2歳以上児90人×1.98㎡=178.20㎡	適
<b>(4) 運営</b>			
教育週数	年間41週	年間39週以上	適
子育て支援事業	子育て相談(教育保育相談事業)を実施	教育保育相談事業の実施が必須	適
<b>(5) 欠格事由</b>			
申請者	欠格事由に該当しない	欠格事由に該当しないこと。 (欠格事由) ・ 国民の福祉又は学校教育に関する法律の規定による罰金刑 ・ 労働に関する法律の規定による罰金刑 ・ 認可取消の日から5年を経過しない者等	適
申請者の役員	欠格事由に該当しない	申請者と同様の欠格事由に該当しないこと	適

※ 年齢区分別の保育教諭数は、小数点第2位以下切り捨て。計は、小数点以下四捨五入。

幼保連携型認定こども園に係る教育保育概要等に関する調書

施設名 平館こども園

施設の所在地	〒 028-7405 岩手県八幡平市平館第 26 地割 30 番地				
施設の設置者	社会福祉法人杉の子会				
施設の設置者の所在地	〒 028-7111 岩手県八幡平市大更第 18 地割 315 番地				
利用定員	満 3 歳未満児	満 3 歳以上児	計		
保育を必要とする子ども	30 人	60 人	90 人		
保育を必要とする子ども以外の子ども	0 人	15 人	15 人		
計	30 人	75 人	105 人 ( 0 歳児 6 人・1 歳児 12 人 2 歳児 12 人・3 歳児 25 人 4 歳児 25 人・5 歳児 25 人 )		
開園日数	開園日数：年間 296 日 休 園 日：日曜日、祝日、年始				
開園時間	7 時 00 分～18 時 00 分 (延長保育 18 時 00 分～19 時 00 分)				
教育及び保育に従事する者の数	実人員 11 人 (常勤換算 11 人)				
学級数	3 学級				
園舎の面積	695.48 m <sup>2</sup>				
園庭の面積	2,000.00 m <sup>2</sup>				
給食の提供状況	全園児自園完全給食				
実施する子育て支援事業の内容		事業の内容	事業の実施日	実施場所	対象者
	1	子育て相談	開園日と同じ	園舎	在園児及び未就園児の保護者、地域住民
	2	未就園児の入園体験	開園日の毎週月曜日	園舎	2 歳以上の未就園児とその保護者
3					

幼保連携型認定こども園設置基準対応状況

施設名 平館こども園

項目	申請内容	基準	適・否
<b>(1) 学級編制</b>			
学級編制	25人×3学級	1学級当たり35人以下	適
学級担任	3人	3人(学級数)以上	適
<b>(2) 職員配置</b>			
保育教諭	11人	9人以上(※) 4・5歳児 50人×1/30=1.6(2学級) 3歳児 25人×1/20=1.2(1学級) 1・2歳児 24人×1/6=4.0 0歳児 6人×1/3=2.0	適
調理員	3人(ほか栄養士1人)	必置(ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要)	適
<b>(3) 設備等</b>			
園舎の構造	平屋建	原則2階建以下	適
園舎の面積	695.48㎡	493.26㎡以上 学級数による算定 $320㎡ + (3学級 - 2) \times 100㎡ = 420㎡$ 3歳未満の園児数による算定 ほふくしない 0歳児6人×1.65㎡=9.90㎡ ほふくする 1歳児12人×3.30㎡=39.60㎡ 2歳児12人×1.98㎡=23.76㎡	適
園庭の面積	2,000.00㎡	439.60㎡以上 (1) ①、②のいずれか大きい面積 ① 学級数による算定 $400㎡ + (3学級 - 3) \times 80㎡ = 400㎡$ ② 3歳以上の園児数による算定 $75人 \times 3.3㎡ = 247.50㎡$ (2) 2歳の園児数による算定 $2歳児12人 \times 3.3㎡ = 39.60㎡$	適
保育室等の面積	乳児室 22.36㎡	9.90㎡以上 ほふくしない 0歳児6人×1.65㎡=9.90㎡	適
	ほふく室 73.64㎡	39.60㎡以上 ほふくする 1歳児12人×3.30㎡=39.60㎡	適
	保育室 183.59㎡(4室)	172.26㎡以上 2歳以上児87人×1.98㎡=172.26㎡	適
<b>(4) 運営</b>			
教育週数	年間39週	年間39週以上	適
子育て支援事業	子育て相談(教育保育相談事業)を実施	教育保育相談事業の実施が必須	適
<b>(5) 欠格事由</b>			
申請者	欠格事由に該当しない	欠格事由に該当しないこと。 (欠格事由) ・ 国民の福祉又は学校教育に関する法律の規定による罰金刑 ・ 労働に関する法律の規定による罰金刑 ・ 認可取消の日から5年を経過しない者 等	適
申請者の役員	欠格事由に該当しない	申請者と同様の欠格事由に該当しないこと	適

※ 年齢区別の保育教諭数は、小数点第2位以下切り捨て。計は、小数点以下四捨五入。

幼保連携型認定こども園に係る教育保育概要等に関する調書

施設名 あしろこども園

施設の所在地	〒 028-7535 岩手県八幡平市清水 219			
施設の設置者	社会福祉法人杉の子会			
施設の設置者の所在地	〒 028-7111 岩手県八幡平市大更第 18 地割 315 番地			
利用定員	満 3 歳未満児	満 3 歳以上児	計	
保育を必要とする子ども	15 人	35 人	50 人	
保育を必要とする子ども以外の子ども	0 人	3 人	3 人	
計	15 人	38 人	53 人 ( 0 歳児 3 人・1 歳児 6 人 2 歳児 6 人・3 歳児 12 人 4 歳児 13 人・5 歳児 13 人 )	
開園日数	開園日数：年間 296 日 休 園 日：日曜日、祝日、年始			
開園時間	7 時 00 分～18 時 00 分 (延長保育 18 時 00 分～19 時 00 分)			
教育及び保育に従事する者の数	実人員 7 人 (常勤換算 7 人)			
学級数	3 学級			
園舎の面積	601.12 m <sup>2</sup>			
園庭の面積	2,500.00 m <sup>2</sup>			
給食の提供状況	全園児自園完全給食			
実施する子育て支援事業の内容	事業の内容	事業の実施日	実施場所	対象者
	1 子育て相談	開園日と同じ	園舎	在園児及び未就園児の保護者、地域住民
	2 未就園児の入園体験	開園日の毎週月曜日	園舎	2 歳以上の未就園児とその保護者
3				

幼保連携型認定こども園設置基準対応状況

施設名 あしろこども園

項目	申請内容	基準	適・否
<b>(1) 学級編制</b>			
学級編制	12人×1学級、13人×2学級	1学級当たり35人以下	適
学級担任	3人	3人(学級数)以上	適
<b>(2) 職員配置</b>			
保育教諭	7人	6人以上(※) 4・5歳児 26人×1/30=0.8(2学級) 3歳児 12人×1/20=0.6(1学級) 1・2歳児 12人×1/6=2.0 0歳児 3人×1/3=1.0	適
調理員	1人(ほか栄養士1人)	必置(ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要)	適
<b>(3) 設備等</b>			
園舎の構造	2階建(2階は物置のみ)	原則2階建以下	適
園舎の面積	601.12㎡	456.63㎡以上 学級数による算定 $320\text{㎡} + (3\text{学級} - 2) \times 100\text{㎡} = 420\text{㎡}$ 3歳未満の園児数による算定 ほふくしない 0歳児 3人×1.65㎡=4.95㎡ ほふくする 1歳児 6人×3.30㎡=19.80㎡ 2歳児 6人×1.98㎡=11.88㎡	適
園庭の面積	2,500.00㎡	419.80㎡以上 (1) ①、②のいずれか大きい面積 ① 学級数による算定 $400\text{㎡} + (3\text{学級} - 3) \times 80\text{㎡} = 400\text{㎡}$ ② 3歳以上の園児数による算定 $38\text{人} \times 3.3\text{㎡} = 125.40\text{㎡}$ (2) 2歳の園児数による算定 $2\text{歳児} 6\text{人} \times 3.3\text{㎡} = 19.80\text{㎡}$	適
保育室等の面積	乳児室兼ほふく室 32.94㎡	24.75㎡以上 ほふくしない 0歳児 3人×1.65㎡=4.95㎡ ほふくする 1歳児 6人×3.30㎡=19.80㎡	適
	保育室 118.64㎡(4室)	87.12㎡以上 $2\text{歳以上児} 44\text{人} \times 1.98\text{㎡} = 87.12\text{㎡}$	適
<b>(4) 運営</b>			
教育週数	年間39週	年間39週以上	適
子育て支援事業	子育て相談(教育保育相談事業)を実施	教育保育相談事業の実施が必須	適
<b>(5) 欠格事由</b>			
申請者	欠格事由に該当しない	欠格事由に該当しないこと。 (欠格事由) ・ 国民の福祉又は学校教育に関する法律の規定による罰金刑 ・ 労働に関する法律の規定による罰金刑 ・ 認可取消の日から5年を経過しない者等	適
申請者の役員	欠格事由に該当しない	申請者と同様の欠格事由に該当しないこと	適

※ 年齢区分別の保育教諭数は、小数点第2位以下切り捨て。計は、小数点以下四捨五入。

幼保連携型認定こども園に係る教育保育概要等に関する調書

施設名 認定こども園 姉体幼稚園

施設の所在地	〒 023-0831 岩手県奥州市水沢姉体町字島田 40 番地			
施設の設置者	学校法人龍徳学園			
施設の設置者の所在地	〒 023-0831 岩手県奥州市水沢姉体町字島田 40 番地			
利用定員	満 3 歳未満児	満 3 歳以上児	計	
保育を必要とする子ども	18 人	24 人	42 人	
保育を必要とする子ども以外の子ども	0 人	36 人	36 人	
計	18 人	60 人	78 人 ( 0 歳児 2 人・1 歳児 4 人 2 歳児 12 人・3 歳児 20 人 4 歳児 20 人・5 歳児 20 人 )	
開園日数	開園日数：年間 293 日 休 園 日：日曜日、祝日、年末年始			
開園時間	7 時 30 分～18 時 30 分			
教育及び保育に従事する者の数	実人員 12 人 (常勤換算 11 人)			
学級数	3 学級			
園舎の面積	893.86 m <sup>2</sup>			
園庭の面積	2,016.34 m <sup>2</sup>			
給食の提供状況	全園児自園完全給食 (委託)			
実施する子育て支援事業の内容	事業の内容	事業の実施日	実施場所	対象者
	1 子育て相談	開園日と同じ	園舎	在園児及び未就園児の保護者、地域住民
	2 未就園児子育て支援講座	毎月 1 回	園舎	未就園児とその保護者
3 園庭開放	5～10 月の毎週金曜日	園舎 園庭	未就園児とその保護者	



幼保連携型認定こども園設置基準対応状況

施設名 認定こども園 姉体幼稚園

項目	申請内容	基準	適・否
<b>(1) 学級編制</b>			
学級編制	20人×3学級	1学級当たり35人以下	適
学級担任	3人	3人(学級数)以上	適
<b>(2) 職員配置</b>			
保育教諭	11人	6人以上(※) 4・5歳児 40人×1/30=1.3(2学級) 3歳児 20人×1/20=1.0(1学級) 1・2歳児 16人×1/6=2.6 0歳児 2人×1/3=0.6	適
調理員	全部委託 (栄養士1人、調理員2人配置)	必置(ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要)	適
<b>(3) 設備等</b>			
園舎の構造	平屋建	原則2階建以下	適
園舎の面積	893.86㎡	460.26㎡以上 学級数による算定 $320\text{㎡} + (3\text{学級} - 2) \times 100\text{㎡} = 420\text{㎡}$ 3歳未満の園児数による算定 ほふくしない 0歳児2人×1.65㎡=3.30㎡ ほふくする 1歳児4人×3.30㎡=13.20㎡ 2歳児12人×1.98㎡=23.76㎡	適
園庭の面積	2,016.34㎡	439.60㎡以上 (1) ①、②のいずれか大きい面積 ① 学級数による算定 $400\text{㎡} + (3\text{学級} - 3) \times 80\text{㎡} = 400\text{㎡}$ ② 3歳以上の園児数による算定 $60\text{人} \times 3.3\text{㎡} = 198.00\text{㎡}$ (2) 2歳の園児数による算定 $2\text{歳児}12\text{人} \times 3.3\text{㎡} = 39.60\text{㎡}$	適
保育室等の面積	乳児室 8.69㎡	3.30㎡以上 ほふくしない 0歳児2人×1.65㎡=3.30㎡	適
	ほふく室 13.91㎡	13.20㎡以上 ほふくする 1歳児4人×3.30㎡=13.20㎡	適
	保育室 178.08㎡(4室)	142.56㎡以上 2歳以上児72人×1.98㎡=142.56㎡	適
<b>(4) 運営</b>			
教育週数	年間39週	年間39週以上	適
子育て支援事業	子育て相談(教育保育相談事業)を実施	教育保育相談事業の実施が必須	適
<b>(5) 欠格事由</b>			
申請者	欠格事由に該当しない	欠格事由に該当しないこと。 (欠格事由) ・ 国民の福祉又は学校教育に関する法律の規定による罰金刑 ・ 労働に関する法律の規定による罰金刑 ・ 認可取消の日から5年を経過しない者等	適
申請者の役員	欠格事由に該当しない	申請者と同様の欠格事由に該当しないこと	適

※ 年齢区分別の保育教諭数は、小数点第2位以下切り捨て。計は、小数点以下四捨五入。

幼保連携型認定こども園に係る教育保育概要等に関する調書

施設名 なでしこ保育園

施設の所在地	〒 020-0634 岩手県滝沢市室小路 251 番地 2				
施設の設置者	社会福祉法人撫子会				
施設の設置者の所在地	〒 020-0125 盛岡市上堂一丁目 10 番 23 号				
利用定員	満 3 歳未満児	満 3 歳以上児	計		
保育を必要とする子ども	40 人	60 人	100 人		
保育を必要とする子ども以外の子ども	0 人	15 人	15 人		
計	40 人	75 人	115 人 ( 0 歳児 10 人・1 歳児 15 人 2 歳児 15 人・3 歳児 27 人 4 歳児 24 人・5 歳児 24 人 )		
開園日数	開園日数：年間 293 日 休 園 日：日曜日、祝日、年末年始				
開園時間	7 時 00 分～18 時 00 分 (延長保育 18 時 00 分～19 時 00 分)				
教育及び保育に従事する者の数	実人員 22 人 (常勤換算 20 人)				
学級数	3 学級				
園舎の面積	925.81 m <sup>2</sup>				
園庭の面積	700.00 m <sup>2</sup>				
給食の提供状況	全園児自園完全給食				
実施する子育て支援事業の内容		事業の内容	事業の実施日	実施場所	対象者
	1	子育て相談	開園日と同じ	園舎	在園児及び未就園児の保護者、地域住民
	2	未就園児の入園体験	開園日のうち別に定める日	園舎	未就園児とその保護者
3					

幼保連携型認定こども園設置基準対応状況

施設名 なでしこ保育園

項目	申請内容	基準	適・否
<b>(1) 学級編制</b>			
学級編制	27人×1学級、24人×2学級	1学級当たり35人以下	適
学級担任	5人	3人(学級数)以上	適
<b>(2) 職員配置</b>			
保育教諭	20人	12人以上(※) 4・5歳児 48人×1/30=1.6(2学級) 3歳児 27人×1/20=1.3(1学級) 1・2歳児 30人×1/6=5.0 0歳児 10人×1/3=3.3	適
調理員	3人(ほか栄養士1人、調理補助2人)	必置(ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要)	適
<b>(3) 設備等</b>			
園舎の構造	平屋建	原則2階建以下	適
園舎の面積	925.81㎡	515.7㎡以上 学級数による算定 $320\text{㎡} + (3\text{学級} - 2) \times 100\text{㎡} = 420\text{㎡}$ 3歳未満の園児数による算定 ほふくしない 0歳児10人×1.65㎡=16.50㎡ ほふくする 1歳児15人×3.30㎡=49.50㎡ 2歳児15人×1.98㎡=29.70㎡	適
園庭の面積	700.00㎡	449.50㎡以上 (1) ①、②のいずれか大きい面積 ① 学級数による算定 $400\text{㎡} + (3\text{学級} - 3) \times 80\text{㎡} = 400\text{㎡}$ ② 3歳以上の園児数による算定 $75\text{人} \times 3.3\text{㎡} = 247.50\text{㎡}$ (2) 2歳の園児数による算定 $2\text{歳児}15\text{人} \times 3.3\text{㎡} = 49.50\text{㎡}$	適
保育室等の面積	乳児室 23.80㎡	16.50㎡以上 ほふくしない 0歳児10人×1.65㎡=16.50㎡	適
	ほふく室 72.09㎡	49.50㎡以上 ほふくする 1歳児15人×3.30㎡=49.50㎡	適
	保育室 294.78㎡(5室)	178.20㎡以上 2歳以上児90人×1.98㎡=178.20㎡	適
<b>(4) 運営</b>			
教育週数	年間41週	年間39週以上	適
子育て支援事業	子育て相談(教育保育相談事業)を実施	教育保育相談事業の実施が必須	適
<b>(5) 欠格事由</b>			
申請者	欠格事由に該当しない	欠格事由に該当しないこと。 (欠格事由) ・ 国民の福祉又は学校教育に関する法律の規定による罰金刑 ・ 労働に関する法律の規定による罰金刑 ・ 認可取消の日から5年を経過しない者等	適
申請者の役員	欠格事由に該当しない	申請者と同様の欠格事由に該当しないこと	適

※ 年齢区分別の保育教諭数は、小数点第2位以下切り捨て。計は、小数点以下四捨五入。

幼保連携型認定こども園に係る教育保育概要等に関する調査

施設名 幼保連携型認定こども園 北高田こども園

施設の所在地	〒 028-3601 岩手県紫波郡矢巾町大字高田第9地割5番の1				
施設の設置者	社会福祉法人吉祥会				
施設の設置者の所在地	〒 028-3601 岩手県紫波郡矢巾町大字高田第9地割5番の1				
利用定員	満3歳未満児	満3歳以上児	計		
保育を必要とする子ども	68人	82人	150人		
保育を必要とする子ども以外の子ども	0人	9人	9人		
計	68人	91人	159人 (0歳児18人・1歳児24人 2歳児26人・3歳児30人 4歳児30人・5歳児31人)		
開園日数	開園日数：年間293日 休園日：日曜日、祝日、年末年始				
開園時間	7時00分～18時00分（延長保育18時00～19時00分）				
教育及び保育に従事する者の数	実人員 29人（常勤換算25人）				
学級数	3 学級				
園舎の面積	1,090.59 m <sup>2</sup>				
園庭の面積	1,082.37 m <sup>2</sup>				
給食の提供状況	全園児自園完全給食				
実施する子育て支援事業の内容		事業の内容	事業の実施日	実施場所	対象者
	1	子育て相談	開園日と同じ (土曜日除く)	園舎	在園児及び未就園児の保護者、地域住民
	2	一時保育	開園日と同じ	園舎	在園児及び未就園児
3					

幼保連携型認定こども園設置基準対応状況

施設名 幼保連携型認定こども園 北高田こども園

項目	申請内容	基準	適・否
<b>(1) 学級編制</b>			
学級編制	30人×2学級、31人×1学級	1学級当たり35人以下	適
学級担任	4人	3人(学級数)以上	適
<b>(2) 職員配置</b>			
保育教諭	25人	18人以上(※) 4・5歳児 61人×1/30=2.0(2学級) 3歳児 30人×1/20=1.5(1学級) 1・2歳児 50人×1/6=8.3 0歳児 18人×1/3=6.0	適
調理員	3人(ほか栄養士2人)	必置(ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要)	適
<b>(3) 設備等</b>			
園舎の構造	2階建	原則2階建以下	適
園舎の面積	1,090.59㎡	580.38㎡以上 学級数による算定 320㎡+(3学級-2)×100㎡=420㎡ 3歳未満の園児数による算定 ほふくしない 0歳児18人×1.65㎡=29.70㎡ ほふくする 1歳児24人×3.30㎡=79.20㎡ 2歳児26人×1.98㎡=51.48㎡	適
園庭の面積	1,082.37㎡	485.80㎡以上 学級数による算定 400㎡+(3学級-3)×80㎡=400㎡ 3歳以上の園児数による算定 91人×3.3㎡=300.3㎡ 2歳の園児数による算定 2歳児26人×3.3㎡=85.8㎡	適
保育室等の面積	乳児室 43.17㎡(1室)	29.70㎡以上 ほふくしない 0歳児18人×1.65㎡=29.70㎡	適
	ほふく室 92.33㎡(1室)	79.20㎡以上 ほふくする 1歳児24人×3.30㎡=79.20㎡	適
	保育室 243.00㎡(4室)	231.66㎡以上 2歳以上児117人×1.98㎡=231.66㎡	適
<b>(4) 運営</b>			
教育週数	年間41週	年間39週以上	適
子育て支援事業	子育て支援相談(教育保育相談事業)を実施	教育保育相談事業の実施が必須	適
<b>(5) 欠格事由</b>			
申請者	欠格事由に該当しない	欠格事由に該当しないこと。 (欠格事由) ・国民の福祉又は学校教育に関する法律の規定による罰金刑 ・労働に関する法律の規定による罰金刑 ・認可取消の日から5年を経過しない者等	適
申請者の役員	欠格事由に該当しない	申請者と同様の欠格事由に該当しないこと	適

※ 年齢区分別の保育教諭数は、小数点第2位以下切り捨て。計は、小数点以下四捨五入。

幼保連携型認定こども園に係る教育保育概要等に関する調書

施設名 幼保連携型認定こども園 こずかたこども園

施設の所在地	〒 028-3614 岩手県紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第5地割 335 番地				
施設の設置者	社会福祉法人敬愛会				
施設の設置者の所在地	〒 028-3621 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割 100 番				
利用定員	満3歳未満児	満3歳以上児	計		
保育を必要とする子ども	46人	54人	100人		
保育を必要とする子ども以外の子ども	0人	6人	6人		
計	46人	60人	106人 (0歳児10人・1歳児18人 2歳児18人・3歳児20人 4歳児20人・5歳児20人)		
開園日数	開園日数：年間 293 日 休園日：日曜日、祝日、年末年始				
開園時間	7時00分～18時00分(延長保育18時00分～20時00分)				
教育及び保育に従事する者の数	実人員 23人(常勤換算22人)				
学級数	3 学級				
園舎の面積	721.46 m <sup>2</sup>				
園庭の面積	438.73 m <sup>2</sup>				
給食の提供状況	全園児自園完全給食(委託)				
実施する子育て支援事業の内容		事業の内容	事業の実施日	実施場所	対象者
	1	子育て相談	開園日と同じ	園舎	在園児及び未就園児の保護者、地域住民
	2	入園体験	開園日と同じ(随時)	園舎	未就園児とその保護者
	3				

幼保連携型認定こども園設置基準対応状況

施設名 幼保連携型認定こども園 こずかたこども園

項目	申請内容	基準	適・否
<b>(1) 学級編制</b>			
学級編制	20人×3学級	1学級当たり35人以下	適
学級担任	4人	3人(学級数)以上	適
<b>(2) 職員配置</b>			
保育教諭	22人	12人以上(※) 4・5歳児 40人×1/30=1.3(2学級) 3歳児 20人×1/20=1.0(1学級) 1・2歳児 36人×1/6=6.0 0歳児 10人×1/3=3.3	適
調理員	全部委託 (栄養士1人、調理員2人配置)	必置(ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要)	適
<b>(3) 設備等</b>			
園舎の構造	6階建(認定こども園は2階)	原則2階建以下	適
園舎の面積	721.46㎡	531.54㎡以上 学級数による算定 320㎡+(3学級-2)×100㎡=420㎡ 3歳未満の園児数による算定 ほふくしない 0歳児10人×1.65㎡=16.50㎡ ほふくする 1歳児18人×3.30㎡=59.40㎡ 2歳児18人×1.98㎡=35.64㎡	適
園庭の面積	438.73㎡	原則:459.40㎡以上 学級数による算定 400㎡ 2歳の園児数18人×3.3㎡=59.40㎡ 特例:257.40㎡以上 満3歳以上の園児数60人×3.3㎡=198.00㎡ 2歳の園児数18人×3.3㎡=59.40㎡ 国基準附則第4条第2項の規定により、保育所を廃止し、同一の所在場所で幼保連携型認定こども園を設置する場合は、特例を適用できる。	特例を適用し 適
保育室等の面積	乳児室 33.60㎡(1室)	16.50㎡以上 ほふくしない 0歳児10人×1.65㎡=16.50㎡	適
	ほふく室 60.89㎡(1室)	59.40㎡以上 ほふくする 1歳児18人×3.30㎡=59.40㎡	適
	保育室 169.53㎡(4室)	154.44㎡以上 2歳以上児78人×1.98㎡=154.44㎡	適
<b>(4) 運営</b>			
教育週数	年間41週	年間39週以上	適
子育て支援事業	子育て支援相談(教育保育相談事業)を実施	教育保育相談事業の実施が必須	適
<b>(5) 欠格事由</b>			
申請者	欠格事由に該当しない	欠格事由に該当しないこと。 (欠格事由) ・国民の福祉又は学校教育に関する法律の規定による罰金刑 ・労働に関する法律の規定による罰金刑 ・認可取消しの日から5年を経過しない者等	適
申請者の役員	欠格事由に該当しない	申請者と同様の欠格事由に該当しないこと	適

※ 年齢区分別の保育教諭数は、小数点第2位以下切り捨て。計は、小数点以下四捨五入。

岩手県子ども・子育て会議幼保連携型認定こども園部会  
関係法令等

目 次

- 岩手県子ども・子育て会議条例 . . . . . 1
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の  
推進に関する法律〔抄〕 . . . . . 3
- 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び  
運営に関する基準 . . . . . 7
- 社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する  
基準を定める条例 . . . . . 12
- 社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する  
基準を定める条例施行規則 . . . . . 17
- 幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置す  
る場合の取扱いについて . . . . . 26
- 幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る方針 . 31





改正

平成26年10月20日条例第102号

岩手県子ども・子育て会議条例をここに公布する。

岩手県子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、岩手県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員30人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）

(2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 前3号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

4 前2条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取)

第6条 子ども・子育て会議は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成26年10月20日条例第102号）

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を

改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 岩手県子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定による調査審議（同法第17条第3項に係るものに限る。）を行うことができる。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）  
（抄）

（定義）

第二条

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

（設置者）

第十二条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

（設置等の届出）

第十六条 市町村（指定都市等を除く。次条第五項において同じ。）は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止、休止若しくは設置者の変更その他政令で定める事項（次条第一項及び第三十四条第六項において「廃止等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

（設置等の認可）

第十七条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があったときは、第十三条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。

一 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、第二十二條第一項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認

可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

四 申請者が、第二十二条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、第十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十二条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、認可の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第一号、第二号又は前号に該当する者

ハ 第二十二条第一項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）

ニ 第四号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して五年を経過しないもの

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審

議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

- 4 指定都市等の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第一項の設置の認可をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を管轄する市町村の長に協議しなければならない。
- 6 都道府県知事は、第一項及び第二項に基づく審査の結果、その申請が第十三条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、第二項各号に掲げる基準に該当しないと認めるときは、第一項の設置の認可をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（指定都市等の長が認可を行う場合にあつては、子ども・子育て支援法第六十一条第一項の規定により当該指定都市等の長が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項の設置の認可をしないことができる。
  - 一 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域（指定都市等の長が認可を行う場合にあつては、子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域をいう。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになるかを認めるとき。
  - 二 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになるかを認めるとき。
  - 三 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになるかを認めるとき。
- 7 都道府県知事は、第一項の設置の認可をしない場合には、申請者に対し、速やかに、その旨及び理由を通知しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第二十条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反したときは、当該設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は当該設置者がその勧告に従わず、かつ、園児の教育上又は保育上有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

(事業停止命令)

第二十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

- 一 幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。
  - 二 幼保連携型認定こども園の設置者が前条の規定による命令に違反したとき。
  - 三 正当な理由がないのに、六月以上休止したとき。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(認可の取消し)

第二十二条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第十七条第一項の認可を取り消すことができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(都道府県における合議制の機関)

第二十五条 第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

附 則

(幼稚園の名称の使用制限に関する経過措置)

第七条 施行日において現に幼稚園を設置しており、かつ、当該幼稚園の名称中に幼稚園という文字を用いている者が、当該幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置した場合には、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三十五条第一項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の名称中に引き続き幼稚園という文字を用いることができる。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第三条 特定教育・保育施設が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第十三条第一項中「法第二十七条第三項第二号に掲げる額」とあるのは「法附則第九條第一項第一号に規定する市町村が定める額」と、「法第二十八條第二項第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九條第一項第二号(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中「法第二十七條第三項第一号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)とあるのは「法附則第九條第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第二十八條第二項第二号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)とあるのは「法附則第九條第一項第二号(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、第四十三條第一項中「法第三十条第二項第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九條第一項第三号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中「法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)とあるのは「法附則第九條第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

(利用定員に関する経過措置)

第四条 小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十七條第一項中「六人以上十人以下」とあるのは「六人以上十五人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第五条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第五十九條第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる市町村が認める場合は、第四十二條第一項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

府 令 ・ 省 令

○内閣府  
○文部科学省  
○厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。  
平成二十六年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣臨時代理

国務大臣 田村 憲久

厚生労働大臣 田村 憲久

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

(趣旨)

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「法」といふ。)第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項については都道府県(指定都市等(同条第一項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。))の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。)については、当該指定都市等。以下同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条 第五条、第十三条第二項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。)、附則第二項第一号及び附則第三号の規定による基準

二 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項については都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第六条 第七條第一項から第六項まで、第十三條第一項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二條第八号の規定を準用する部分に限る。))及び第二項(同令第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。)、第十四條、附則第二條第二項並びに附則第四條の規定による基準

三 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項については都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第十二條及び第十三條第一項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九條から第九條の三まで、第十一條(第四項ただし書を除く。)、第十四條の二並びに第三十二條の二(後段を除く。))の規定を読み替えて準用する部分に限る。の規定による基準

四 法第十三条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項については都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この命令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

2 法第十三条第二項の主務省令で定める基準は、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。))については、当該指定都市等の長。次条及び第三条において同じ)の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、法第十三条第二項の主務省令で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。

(設備運営基準の目的)  
第二条 法第十三条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準(次条において「設備運営基準」といふ。)は、都道府県知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

第三条 都道府県知事は、その管理に属する法第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 都道府県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(学級の編制の基準)  
第四条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。



(職員の数等)

第五條 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の保育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員数は、常時二人を下つてはならない。

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考

一 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八条の十八第一項の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)教頭指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の保育及び保育に直接従事する者の数をいう。

二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。

三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の二(後段を除く。第七条第三項において同じ。)の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- 一 副園長又は教頭
- 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- 三 事務職員

(園舎及び園庭)

第六條 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、二階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であつて、第十三条第一項において準用する同令第三十二条第八号ロからチまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

学級数	面積(平方メートル)
一 学級	180
二 学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)

7 満三歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積

一 一次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

二 二次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

学級数	面積(平方メートル)
一 学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)
二 学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)

第七條 園舎には、次に掲げる設備(第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入室させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- 一 職員室
- 二 乳児室又はほふく室
- 三 保育室
- 四 遊戯室
- 五 保健室
- 六 調理室
- 七 便所
- 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室(満三歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下つてはならない。

3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の二に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとして、当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

- 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。
  - 一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
  - 二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
  - 三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積
- 7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。
  - 一 放送聴取設備
  - 二 映写設備
  - 三 水遊び場
  - 四 園児清浄用設備
  - 五 図書室
  - 六 会議室
  - 六 (園具及び教具)
- 第八条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。
- 2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。
- 第九条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
  - 一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下つてはならないこと。
  - 二 教育に係る標準的な一日当たりの時間(次号において「教育時間」という)は、四時間とし、園児の心身の発達に程度、季節等に適切に配慮すること。
  - 三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む)は、一日につき八時間を原則とする。
- 2 前項第三号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。
- (子育て支援事業の内容)
- 第十条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。
- (提示)
- 第十一条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。
- (学校教育法施行規則の準用)
- 第十二条 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五十四条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子」ともに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下この条において「園児」という)が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)

第十三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、第九条から第九条の三まで、第十一条(第四項ただし書を除く)、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二(後段を除く)並びに第三十二条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条の見出し及び同条第二項	最低基準	設備運営基準
第四条第一項	最低基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準(以下この条において「設備運営基準」という。)
第五条第一項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下「園児」という)
第五条第二項及び第十条第五項	児童の	園児の
第七条の二第二項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第九条の見出し	入所した者	園児
第九条並びに第十一条第二項及び第三項	入所している者	園児
第九条	又は入所	又は入園
第九条の二	入所中の児童	園児
第九条の三	当該児童	当該園児
	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長(以下「園長」という)
	入所中の児童等(法第三十条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)	法第四十七条
	その児童等	園児

第三十一条第一項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
第八條	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
第十四條の二	利用者	園児
第十四條の三第一項	援助	教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ)並びに子育ての支援
第十四條の三第三項	入所している者	園児
第三十一条第八号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第三十一条第八号イ	耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く)	耐火建築物
第三十一条第八号ロ	施設又は設備	設備
第三十一条第八号ハ	施設及び設備	設備
第三十一条第八号ヘ	乳幼児	園児
第三十一条の二	第十一条第一項	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第十三条第一項において読み替えて準用する第三十一条第一項
第三十六条	乳幼児	園児
	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第八條の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同條の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じて」

第六條	読み替えられる字句	読み替える字句
第三項	読み替えられる字句	読み替える字句
第三項	読み替えられる字句	読み替える字句

とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四條第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

第十四條 幼稚園設置基準(昭和三十二年文部省令第三十二号)第七條の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第一項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第二項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という)の施行の日(以下「施行日」という)から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

第二条 施行日から起算して五年間は、第五條第三項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(一部改正法附則第三條第一項の規定により法第七條第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(一部改正法による改正前の法第七條第一項に規定する認定こども園である同法第三條第三項に規定する幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)をいう。)をいう。以下この条において同じ)の職員配置については、なお従前の例によることができる。

2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第六條から第八條までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

第三條 施行日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第五條第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ」とあるのは、「又は」とすることができ。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第四條 施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第六條第三項及び第七項並びに第七條第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第六項 一次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ、次の表の上欄に掲げる学級数に依り、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積(平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>二学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </table> <p>ロ、三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積(平方メートル)	二学級以下	330+30×(学級数-1)	三学級以上	400+80×(学級数-3)	<p>一、次の表の上欄に掲げる学級数に依り、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積(平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>二学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </table>	学級数	面積(平方メートル)	二学級以下	330+30×(学級数-1)	三学級以上	400+80×(学級数-3)
学級数	面積(平方メートル)												
二学級以下	330+30×(学級数-1)												
三学級以上	400+80×(学級数-3)												
学級数	面積(平方メートル)												
二学級以下	330+30×(学級数-1)												
三学級以上	400+80×(学級数-3)												
<p>第七項 一、乳児室一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>二、ほふく室三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p> <p>三、保育室又は遊戯室一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	<p>一、乳児室一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>二、ほふく室三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p>												
<p>2 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼児連携型認定ことも園を設置する場合における当該幼児連携型認定ことも園に係る第六条第三項、第六項及び第七項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>読み替える字句</p>												
<p>第六項 読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>												
<p>第六項 一、次の表の上欄に掲げる学級数に依り、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積(平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>一学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>二学級以上</td> <td>320+100×(学級数-2)</td> </tr> </table>	学級数	面積(平方メートル)	一学級	180	二学級以上	320+100×(学級数-2)	<p>一、満三歳以上の園児数に依り、次条第六項の規定により算定した面積</p>						
学級数	面積(平方メートル)												
一学級	180												
二学級以上	320+100×(学級数-2)												

<p>第六項 一次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ、次の表の上欄に掲げる学級数に依り、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積(平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>二学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </table> <p>ロ、三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積(平方メートル)	二学級以下	330+30×(学級数-1)	三学級以上	400+80×(学級数-3)	<p>一、三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>
学級数	面積(平方メートル)						
二学級以下	330+30×(学級数-1)						
三学級以上	400+80×(学級数-3)						

3 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼児連携型認定ことも園を設置する場合における当該幼児連携型認定ことも園であつて、当該幼児連携型認定ことも園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(第六条第七項第一号の面積以上の面積のものに限る。)を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼児連携型認定ことも園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

一 園児が安全に移動できる場所であること。

二 園児が安全に利用できる場所であること。

三 園児が日常的に利用できる場所であること。

四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

省 令

○文部科学省令第二十一号  
 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第十七条第一項及び第二項並びに学校保健安全法施行令(昭和三十三年政令第百七十四号)第四条第一項の規定に基づき、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 平成二十六年四月三十日  
 文部科学大臣臨時代理 田村 憲久

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令  
 学校保健安全法施行規則(昭和三十三年文部省令第十八号)の一部を次のように改正する。  
 第六条第一項第一号中、「体重及び座高」を「及び体重」に改め、同項第三号中「脊柱」を「脊柱」に改め、「有無」の下に「並びに四肢の状態」を加え、同項第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同条第三項第一号及び第三号中「及び第七條第六項」を「第七條第六項及び第十一條」に改め、同条第四項中「小学校の第四年以上の学年並びに中学校、高等学校及び高等専門学校的全学年において第十一号に掲げるものを」と及び「第一号」を削り、「第十号及び第十一号」を「及び第十号」に改め、「第一号にあつては、座高に限る。」を削る。  
 第七條第二項中「たび、靴下」を「靴下」に、「両上肢」を「両上肢」に改め、同条第四項を次のように改める。  
 4 前条第一項第三号の四肢の状態は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意する。  
 第七條第六項中「この条」の下に「及び第十一條」を加え、同条第八項を削り、同条第九項中「寄生虫卵の有無の検査」を削り、同項を第八項とする。

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例をここに公布する。  
平成30年12月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第62号

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 事業者等の要件及び設備等に関する基準の原則（第3条）
- 第3章 事業者等の要件及び設備等に関する基準の別段の定め
  - 第1節 医療保護施設及び授産施設の運営に関する基準（第4条・第5条）
  - 第2節 特別養護老人ホームの設備に関する基準（第6条）
  - 第3節 指定介護老人福祉施設の事業者の要件及び設備に関する基準（第7条・第8条）
  - 第4節 認定こども園の認定の要件（第9条）
  - 第5節 幼保連携型認定こども園の運営に関する基準（第10条）
- 第4章 補則（第11条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、医療法（昭和23年法律第205号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）の規定により、社会福祉施設等の事業者及び認定の要件並びに設備、運営等に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、別表の社会福祉施設等の欄に掲げる施設及び事業をいう。

第2章 事業者等の要件及び設備等に関する基準の原則

第3条 社会福祉施設等についてそれぞれ別表の法律の規定の欄に掲げる規定により条例で定めることとされている同表の要件及び基準の欄に掲げる要件及び

基準については、この条例（この条例の改正に伴う経過措置を定める規定を含む。）に別段の定めがあるものを除き、同表の法令等の欄に掲げる法令等（当該法令等の改正に伴う経過措置を定める規定を含む。）に定めるものをもって、その要件及び基準とする。

第3章 事業者等の要件及び設備等に関する基準の別段の定め

第1節 医療保護施設及び授産施設の運営に関する基準

（医療保護施設の運営の基準）

第4条 別表5の項に掲げる医療保護施設は、医療法その他医療に関する法令に基づき適切に運営されなければならない。

（授産施設の運営の基準）

第5条 別表5の項に掲げる授産施設の規模に係る救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）

第23条第2項の規定の適用については、同項中「授産施設」とあるのは、「授産施設（法第38条第1項第4号に規定する授産施設に限る。）」とする。

第2節 特別養護老人ホームの設備に関する基準

第6条 別表9の項に掲げる特別養護老人ホームに設ける居室に係る特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イの規定の適用については、これらの規定中「入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人」とあるのは、「地域の実情に応じて知事が必要と認めた場合は、4人以下」とする。

第3節 指定介護老人福祉施設の事業者の要件及び設備に関する基準

（指定介護老人福祉施設の事業者の要件）

第7条 別表11の項に掲げる指定介護老人福祉施設の指定に係る介護保険法第86条第1項に規定する条例で定める入所定員の数は、30人以上とする。

（指定介護老人福祉施設の設備の基準）

第8条 別表11の項に掲げる指定介護老人福祉施設に設ける居室に係る指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）

第3条第1項第1号イの規定の適用については、同号イ中「入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人」とあるのは、「地域の実情に応じて知事が必要と認めた場合は、4人以下」とする。

第4節 認定こども園の認定の要件

第9条 別表22の項に掲げる認定こども園は、原則として全ての開園日において、子育て支援事業として教育・保育相談事業（認定こども園法第2条第12項に規定する地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業であって主務省令で定めるものうち知事が定めるものをいう。）を実施しなければならない。

第5節 幼保連携型認定こども園の運営に関する基準

第10条 前条の規定は、別表23の項に掲げる幼保連携型認定こども園における子育て支援事業の実施について準用する。

第4章 補則

第11条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(認定こども園の認定の要件を定める条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 認定こども園の認定の要件を定める条例(平成18年岩手県条例第68号)
  - (2) 医療法施行条例(平成24年岩手県条例第69号)
  - (3) 救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第70号)
  - (4) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第71号)
  - (5) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第72号)
  - (6) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第73号)
  - (7) 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第74号)
  - (8) 指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第75号)
  - (9) 介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第76号)
  - (10) 指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第77号)
  - (11) 指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第78号)
  - (12) 指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第79号)
  - (13) 指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第80号)
  - (14) 指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第81号)
  - (15) 指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第82号)
  - (16) 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第83号)
  - (17) 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第84号)
  - (18) 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第85号)
  - (19) 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第86号)
  - (20) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第87号)
- (21) 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第88号)
- (22) 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年岩手県条例第103号)
- (23) 介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年岩手県条例第19号)  
(特別養護老人ホームの設備に関する基準に係る経過措置)
- 3 別表9の項に掲げる特別養護老人ホームに設ける居室に係る特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準附則第3条の規定の適用については、同条第1項中「第11条第4項第1号及び第55条第4項第1号」とあるのは「社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例(平成30年岩手県条例第62号)第6条の規定により読み替えて適用される第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イ並びに第11条第4項第1号ハ及び第55条第4項第1号ハ」と、「4人」とあるのは「原則として4人」とあるのは「1人」とすること。ただし、地域の実情に応じて知事が必要と認めた場合は、4人以下とすることができるとあるのは「原則として4人以下とすること」と、同条第2項中「原則として4人」とあるのは、「8人」とあるのは「原則として4人以下」とあるのは、「8人以下」とする。
- 4 別表9の項に掲げる特別養護老人ホームに設ける居室に係る地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成23年厚生労働省令第127号)附則第2条第2項の規定の適用については、同項中「新特養基準第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イの」とあるのは「社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例(平成30年岩手県条例第62号)第6条の規定により読み替えて適用される特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イの」と、「新特養基準第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イ中「1人」とあるのは、「4人以下」とあるのは「これらの規定中「1人」とすること。ただし、地域の実情に応じて知事が必要と認めた場合は、4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。  
(指定居宅サービスの事業の設備に関する基準に係る経過措置)
- 5 別表10の項に掲げる指定居宅サービスの事業のうち、復興推進事業(東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第4条第2項第5号に規定する復興推進事業をいう。以下同じ。)として、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令(平成23年内閣府・厚生労働省令第9号)第6条に規定する訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた認定復興推進計画(同法第6条第1項に規定する認定復興推進計画をいう。以下同じ。)に定められた区域内に存する指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション」という。)の事業を行う事業所であつて、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うことができるものであると知事が認めるものの設備に係る指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第77条第1項の規定の適用については、平成32年3月31日までの間は、同項中「病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であつて、事業の」とあるのは、「事業の」とする。  
(指定介護老人福祉施設の設備に関する基準に係る経過措置)
- 6 別表11の項に掲げる指定介護老人福祉施設に設ける居室に係る指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準附則第4条の規定の適用について

は、同条第1項中「第3条第1項第1号」とあるのは「社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号）第8条の規定により読み替えて適用される第3条第1項第1号イ及び同号ロ」と、「4人」とあるのは「原則として4人」とあるのは「1人とすること。ただし、地域の実情に応じて知事が必要と認めた場合は、4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること」と、同条第2項中「原則として4人」とあるのは、「8人」とあるのは「原則として4人以下」とあるのは、「8人以下」とする。

7 別表11の項に掲げる指定介護老人福祉施設に設ける居室に係る地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第3条第2項の規定の適用については、同項中「新介護老人福祉施設基準第3条第1項第1号イ」とあるのは「社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号）第8条の規定により読み替えて適用される指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第3条第1項第1号イ」と、「1人」とあるのは、「4人以下」とあるのは「1人とすること。ただし、地域の実情に応じて知事が必要と認めた場合は、4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

（指定介護予防サービスの事業の設備に関する基準に係る経過措置）

8 別表14の項に掲げる指定介護予防サービスの事業のうち、復興推進事業として、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令第9条に規定する介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた認定復興推進計画に定められた区域内に存する指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。）の事業を行う事業所であって、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うことができるものであると知事が認めるものの設備に係る指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第80条第1項の規定の適用については、平成32年3月31日までの間は、同項中「病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の」とあるのは、「事業の」とする。

（療育センター条例の一部改正）

9 療育センター条例（昭和51年岩手県条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料金)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、指定管理者がその額を定めようとするときは、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、指定管理者がその額を定めようとするときは、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>(3) 障害児指定通所支援に係る利用料金 次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 通所特定費用のうち指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第79号）第24条第3項及び第61条第3項の規定に基づき利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額</p> <p>(4) 障害児指定入所支援に係る利用料金 次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 入所特定費用のうち指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第80号）第55条第3項の規定に基づき利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額</p> <p>(5) 指定障害福祉サービスに係る利用料金 次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 特定費用のうち指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号）第84条第3項及び第105条第3項並びに指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第82号）第22条第3項の規定に基づき利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額</p> <p>(6) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(3) 障害児指定通所支援に係る利用料金 次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 通所特定費用のうち社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号、以下「社会福祉施設等要件等条例」という。）第3条の規定に基づき利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額</p> <p>(4) 障害児指定入所支援に係る利用料金 次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 入所特定費用のうち社会福祉施設等要件等条例第3条の規定に基づき利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額</p> <p>(5) 指定障害福祉サービスに係る利用料金 次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 特定費用のうち社会福祉施設等要件等条例第3条の規定に基づき利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額</p> <p>(6) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表（第2条、第3条関係）

社会福祉施設等	法律の規定	要件及び基準	法令等
1 指定通所支援（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定	児童福祉法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号	児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者	児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び児童福祉法に基づ

通所支援をいう。以下同じ。)及び同法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業	、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項	の要件並びに指定通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準	く指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)
2 指定障害児入所施設等(児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。)	児童福祉法第24条の9第3項において準用する同法第21条の5の15第3項第1号並びに同法第24条の12第1項及び第2項	児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設の事業者の要件並びに指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準	児童福祉法施行規則及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)
3 児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。)	児童福祉法第45条第1項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)
4 病院及び診療所	医療法第7条の2第4項、第18条、第21条第1項第1号及び第12号並びに同条第2項第1号及び第3号	既存の病床数及び申請に係る病床数の補正、専属の薬剤師の配置、病院及び療養病床を有する診療所に置くべき従業者及びその員数並びに病院及び療養病床を有する診療所の施設及びその構造設備に関する基準	医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)
5 救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設	生活保護法第39条第1項及び社会福祉法第65条第1項	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準
6 婦人保護施設(売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。)	社会福祉法第65条第1項	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第49号)
7 軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)	社会福祉法第65条第1項	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)
8 養護老人ホーム(老人福祉法第	老人福祉法第17条第1項	養護老人ホームの設備及び運営に関	養護老人ホームの設備及び運営に関

20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)		する基準	する基準(昭和41年厚生省令第19号)
9 特別養護老人ホーム(老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)	老人福祉法第17条第1項	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
10 指定居宅サービス(介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)	介護保険法第42条第1項第2号、第70条第2項第1号、第72条の2第1項第1号及び第2号並びに第74条第1項及び第2項	介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の要件並びに指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
11 指定介護老人福祉施設(介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)	介護保険法第88条第1項及び第2項	指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
12 介護老人保健施設	介護保険法第97条第1項から第3項まで	介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)
13 介護医療院	介護保険法第111条第1項から第3項まで	介護医療院の設備及び運営に関する基準	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)
14 指定介護予防サービス(介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)	介護保険法第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項	介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者の要件並びに指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	介護保険法施行規則及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
15 指定介護療養型医療施設(健康	健康保険法等の一部を改正する法律	指定介護療養型医療施設の設備及び	健康保険法等の一部を改正する法律



保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）	附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第110条第1項及び第2項	運営に関する基準	附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）
16 指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）及び障害者総合支援法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービス（同号イに規定する基準該当事業所により行われるものに限る。）の事業	障害者総合支援法第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項	障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の要件並びに指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
17 指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）	障害者総合支援法第38条第3項において準用する障害者総合支援法第36条第3項第1号並びに障害者総合支援法第44条第1項及び第2項	指定障害者支援施設の事業者の要件並びに設備及び運営に関する基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）
18 障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第80条第1項に規定する障害福祉サービス事業をいう。以下同じ。）	障害者総合支援法第80条第1項	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働

19 地域活動支援センター	障害者総合支援法第80条第1項	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準	省令第174号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）
20 福祉ホーム	障害者総合支援法第80条第1項	福祉ホームの設備及び運営に関する基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）
21 障害者支援施設	障害者総合支援法第84条第1項	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）
22 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）	認定こども園法第3条第1項及び第3項	認定こども園の認定の要件	認定こども園法（第3条第2項及び第4項に限る。）及びこれらの規定により主務大臣が定める基準
23 幼保連携型認定こども園	認定こども園法第13条第1項	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）（第3条、第8条第2項及び第13条第1項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第4条及び第5条第4項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成30年12月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第57号

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービスの提供に関する届出)

第2条 条例別表10の項の社会福祉施設等の欄に掲げる指定居宅サービスに係る同項の法令等の欄に掲げる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この条において「指定居宅サービス等基準」という。）第95条第4項の規定による届出は、別に定める様式による指定通所介護事業所における夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービスの提供に関する開始（変更）届出書により行わなければならない。

2 前項の届出をした指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者（次項において「届出指定通所介護事業者」という。）は、前項の届出書の記載事項に変更が生じたときは、変更の日から10日以内に同項の届出書により当該届出に係るサービスを提供する指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所の所在地を所管する広域振興局長に届け出なければならない。

3 届出指定通所介護事業者は、指定居宅サービス等基準第95条第4項の届出に係るサービスを休止し、又は廃止しようとするときは、休止し、又は廃止しようとする日の1月前までに別に定める様式による指定通所介護事業所における夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービスの休止（廃止）届出書により前項に規定する広域振興局長に届け出なければならない。

(認定こども園の職員資格の特例の承認の申請)

第3条 認定こども園の設置者は、条例別表22の項の法令等の欄に掲げる法令等の規定に基づき、保育士の資格のみを有する者を学級を担任する職員としようとするとき又は幼稚園教員免許状のみを有する者を満3歳以上の子どものうち幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する子ども及び保育所と同様に1日8時間程度利用する子どもの保育に従事する者としてしようとするときは、別に定める様式による職員資格特例承認申請書を知事に提出しなければならない。

(認定こども園等の教育・保育相談事業)

第4条 条例第9条（条例第10条において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるもののうち知事が定めるものは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第2条第1号に掲げる事業とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第15号）
- (2) 救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第39号）
- (3) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第40号）
- (4) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第41号）
- (5) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第42号）
- (6) 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第43号）
- (7) 指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第44号）

- (8) 介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第45号）
  - (9) 指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第46号）
  - (10) 指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第47号）
  - (11) 指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第48号）
  - (12) 指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第49号）
  - (13) 指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第50号）
  - (14) 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第51号）
  - (15) 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第52号）
  - (16) 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第53号）
  - (17) 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第54号）
  - (18) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第55号）
  - (19) 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第56号）
  - (20) 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成27年岩手県規則第4号）
  - (21) 認定こども園の認定の要件を定める条例施行規則（平成27年岩手県規則第16号）
  - (22) 介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年岩手県規則第28号）
- （医療法施行細則の一部改正）

3 医療法施行細則（昭和30年岩手県規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）並びに<u>医療法施行条例（平成24年岩手県条例第69号。以下「条例」という。）</u>を実施するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 削除</p> <p style="text-align: center;"><u>（病院の施設の構造設備の基準）</u></p> <p>第3条 <u>条例第6条第1項に規定する病院の施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>（1）消毒施設及び洗濯施設 蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと（消毒施設を有する病院に限る。）。</u></p> <p><u>（2）談話室 療養病床の入院患者がその家族又は他の入院患者との談話を楽しむことができる広さを有しなければならないこと。</u></p> <p><u>（3）食堂 内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。</u></p>	<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。</p>

(4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

(療養病床を有する診療所の施設の構造設備の基準)

第4条 前条第2号から第4号までの規定は、条例第8条第2項の規定による規則で定める療養病床を有する診療所の施設の構造設備の基準について準用する。

(申請書、届書の様式)

第5条 [略]

(検査の申請)

第6条 [略]

(使用許可証の様式)

第7条 [略]

(書類の経由)

第8条 法、政令及び省令による知事に提出する申請書又は届書はすべて所轄保健所長を経由しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 [略]

(医療法施行細則等の廃止)

2 [略]

(経過措置)

3 医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)

による改正前の医療法(以下「旧医療法」という。)第7条第1項の開設の許可を受けている病院の建物(医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年省令」という。)の施行の日以前から存するもの(基本的な構造設備が完成しているものを含み、平成13年省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に限る。)内の旧医療法第1条の5第3項に規定する療養病床群(以下「旧療養型病床群」という。)に係る病床であって、平成13年省令第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第35号。以下「平成10年省令」という。)附則第8条の規定によりなお効力を有することとされる平成10年省令第3条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年厚生省令第3号。以下「平成5年省令」という。)附則第6条の規定の適用を受けている病院(平成13年省令の施行後に新築され、増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)のうち第3条第2号から第4号までの規定に適合しないものについては、同条第2号から第4号までの規定は、適用しない。

(申請書、届書の様式)

第2条 [略]

(検査の申請)

第3条 [略]

(使用許可証の様式)

第4条 [略]

(書類の経由)

第5条 法、政令及び省令による知事に提出する申請書又は届書は全て所轄保健所長を経由しなければならない。

附 則

1 [略]

2 [略]

4 平成13年省令の施行の日以前から開設されている診療所の建物（平成13年省令の施行の日以前から存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、平成13年省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧療養型病床群に係る病床であって、平成13年省令第8条の規定による改正前の平成10年省令附則第6条の規定の適用を受けている診療所（平成13年省令の施行後に新築され、増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち第4条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（看護職員修学資金貸付条例施行規則の一部改正）

4 看護職員修学資金貸付条例施行規則（昭和37年岩手県規則第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（規則で定める施設等）</p> <p>第1条の3 条例第2条第4号シの規則で定める施設等は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設（主として自閉症児（<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第87号）第65条に規定する自閉症児をいう。</u>）又は肢体不自由（同法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童を入所させるものに限る。）</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(8) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム（<u>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第71号）附則第2項第1号に規定する軽費老人ホームA型に該当するものとして知事が指定するものに限る。</u>）</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護及び同条第12項に規定する自立訓練（<u>指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号）第142条に規定する自立訓練（機能訓練）に限る。</u>）に限る。）を行う事業所</p>	<p>（規則で定める施設等）</p> <p>第1条の3 条例第2条第4号シの規則で定める施設等は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設（主として自閉症児（<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する自閉症児をいう。</u>）又は肢体不自由（同法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童を入所させるものに限る。）</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(8) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム（<u>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）附則第2条第1号に規定する軽費老人ホームA型に該当するものとして知事が指定するものに限る。</u>）</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護及び同条第12項に規定する自立訓練（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）に限る。</u>）に限る。）を行う事業所</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正）

5 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前						
別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）						
事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部に置く室の長	センター所長	
[略]						
36	[略]	[略]				

改正後						
別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）						
事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部に置く室の長	センター所長	
[略]						
36	[略]	[略]				
36の2	別表3	児童の遊びを指導する者の認定	○	○	○	1 部長にあっては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。
社	の項の	児童福祉施設及び児童福祉施設及び運				2 センター所長にあっては、花
施	法令等	の欄に掲げる				
設	の欄に	掲げる				
等	の欄に	掲げる				
の	の欄に	掲げる				
要	の欄に	掲げる				
件	の欄に	掲げる				
に	の欄に	掲げる				
及	の欄に	掲げる				
び	の欄に	掲げる				
設	の欄に	掲げる				
備	の欄に	掲げる				
等	の欄に	掲げる				
に	の欄に	掲げる				
関	の欄に	掲げる				
する	の欄に	掲げる				
基	の欄に	掲げる				
準	の欄に	掲げる				
を	の欄に	掲げる				
定	の欄に	掲げる				
め	の欄に	掲げる				
る	の欄に	掲げる				
条	の欄に	掲げる				
例	の欄に	掲げる				
（	の欄に	掲げる				
児	の欄に	掲げる				
童	の欄に	掲げる				
福	の欄に	掲げる				
祉	の欄に	掲げる				
施	の欄に	掲げる				
設	の欄に	掲げる				
（	の欄に	掲げる				
平	の欄に	掲げる				
成	の欄に	掲げる				
30	の欄に	掲げる				
年	の欄に	掲げる				
岩	の欄に	掲げる				
手	の欄に	掲げる				
県	の欄に	掲げる				
条	の欄に	掲げる				
例	の欄に	掲げる				
第	の欄に	掲げる				
62	の欄に	掲げる				
号	の欄に	掲げる				
）	の欄に	掲げる				
の	の欄に	掲げる				
施	の欄に	掲げる				
行	の欄に	掲げる				
に	の欄に	掲げる				
関	の欄に	掲げる				
する	の欄に	掲げる				
事	の欄に	掲げる				
務	の欄に	掲げる				
に	の欄に	掲げる				
関	の欄に	掲げる				
する	の欄に	掲げる				
基	の欄に	掲げる				
準	の欄に	掲げる				
（	の欄に	掲げる				
昭	の欄に	掲げる				
和	の欄に	掲げる				
23	の欄に	掲げる				
年	の欄に	掲げる				
厚	の欄に	掲げる				
生	の欄に	掲げる				
省	の欄に	掲げる				
令	の欄に	掲げる				
第	の欄に	掲げる				
63	の欄に	掲げる				
号	の欄に	掲げる				
）	の欄に	掲げる				
第	の欄に	掲げる				
38	の欄に	掲げる				
条	の欄に	掲げる				
第	の欄に	掲げる				
2	の欄に	掲げる				
項	の欄に	掲げる				



50 [略]	[略]					
50の2 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号）の施行に関する事務	第 102 条第 4 項	届出の受理	○	○	センター所長にあつては、花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。	
50の3 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年岩手県条例第25号）附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による改正前の指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支	第 100 条第 3 項	届出の受理	○	○	センター所長にあつては、花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。	

50 [略]	[略]					
--------	-----	--	--	--	--	--



援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第78号）の施行に関する事務								
51 [略]	[略]							
[略]								
67の3 [略]	[略]							
68 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第87号）の施行に関する事務	第51条第2項	児童の遊びを指導する者の認定	○	○	○	1	部 長に あつ ては 、沿 岸広 域振 興局 及び 県北 広域 振興 局の 保健 福祉 環境 部長 に限 る。 2 セ ンタ ー所 長に あつ ては 、花 巻保 健福 祉環 境セ	

51 [略]	[略]							
[略]								
67の3 [略]	[略]							

							ンタ ー所 長及 び一 関保 健福 祉環 境セ ンタ ー所 長を 除く 。				
69	[略]	[略]							68	[略]	[略]
[略]								[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。											

府子本第555号  
28文科初第682号  
雇児発0808第1号  
平成28年8月8日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会  
各指定都市・中核市市長 殿  
各指定都市・中核市教育委員会  
附属幼稚園を置く各国立大学法人の長

内閣府子ども・子育て本部統括官  
西崎文平

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長  
藤原誠

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
吉田学

(印影印刷)

幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて

幼保連携型認定こども園の運営等に関しては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。）及び幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成26年11月28日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等に定めているところですが、この度、下記のとおり、新たに分園を設置する場

合等の取扱いを定めましたので、各都道府県等におかれては、十分に御了知の上、所轄の各幼保連携型認定こども園の設置者に対する指導及び助言その他の事務処理に遺漏のないようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 幼保連携型認定こども園の分園について

#### (1) 基本的な考え方

幼保連携型認定こども園の分園は、都市部等における待機児童の解消や過疎地域等における入園児の減少に対応する必要がある等の場合に、規模が小さい独立した園を設置するよりも、本体となる幼保連携型認定こども園（以下「本園」という。）の下で一体的に運営する園と位置付けた方が、効果的・効率的に教育・保育を提供することが可能となる場合に設置されるものであること。

本園との距離や本園の体制等に応じて、分園において一定程度の独立性をもって種々の活動を行うことは妨げられないが、その場合であっても、本園と密接に連携して施設運営を行うこと。一定以上の規模を有し、本園との密接な連携なしに施設運営が行われている場合等、一体的に運営することが必要な分園とは認められない場合には、別途、独立した幼保連携型認定こども園として認可を受ける等の必要があること。

#### (2) 定員及び距離

分園の規模については、「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日付け厚生省児童家庭局長通知）により設置される分園（以下「保育所分園」という。）の定員が原則として30人未満とされていることを踏まえ、適切な範囲に収まるよう留意すること。なお、分園において受け入れる子どもの年齢構成等については、地域の実情等に応じて柔軟に取扱うことが可能であること。

本園と分園の距離については、通常交通手段により、30分以内の距離を目安とすること。ただし、離島その他の地域であって、当該地域の実情等に鑑み、特に必要があると認められる場合はこの限りではない。なお、本園と同一の敷地にあるものは分園とは認められないこと。

#### (3) 職員

分園においても、適切な体制の下、教育・保育の提供を行うことができるよう、その受入れ人数に応じて、分園単独で基準省令第5条に基づく職員配置に関する要件を充足すること。

なお、分園は、基本的に、本園の園長の監督の下で施設運営が行われるものであることから、別途、園長を配置することは想定されず、基準省令第5条第3項備考4の規定も適用されないこと。なお、分園の規模や施設運営の実態等に応じ、本園の園長の監督の下で、当該分園における種々の活動を実質的に統括する職員を適切に配置すること。

また、下記（４）により調理室を設けないこととする場合には調理員を置かないことができること。さらに、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、本園と一括して委嘱して差し支えないこと。

#### （４）設備

分園においても、適切な環境の下、教育・保育の提供を行うことができるよう、その受入れ人数に応じて、分園単独で基準省令第６条から第８条までに基づく設備に関する要件を充足すること。

調理室については、下記（５）により、満３歳以上の子ども及び満３歳未満の子どもの双方に対する食事の提供について、分園内において調理する方法によらない場合には、本園の調理室及び搬送の能力を十分勘案して衛生上及び防火上不備が生じることのないよう留意しつつ、設けないことができること。なお、この場合においても、当該分園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならないこと。

園庭については、当該分園と同一の敷地内又は隣接する位置に設けることが原則であるが、当分の間、地域の実情に応じて特に必要があると認められる場合には、園児が安全に移動できる場所にある本園の園庭であって、園児の日常的な利用及び教育・保育の適切な提供が可能なものを必要面積に算入することができること（この場合、本園の園庭は、本園及び分園の園児数・学級数の合計に対応した面積を有する必要がある）。

#### （５）食事の提供

保育を必要とする子どもに対する食事の提供は、原則として、分園内において調理する方法により行わなければならないこと。

ただし、近接した本園から迅速かつ安全に搬入できる場合には、当該本園において調理し搬入する方法により食事を提供することができること。

なお、満３歳以上の子どもについては、基準省令第１３条第１項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３２条の２各号に掲げる要件を満たす場合に限り、外部搬入の方法により提供することができること。

#### （６）子育て支援事業

分園においても、地域の実情に応じて、基準省令第１０条に基づく子育て支援事業の実施に努めること。

#### （７）園則等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成２６年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第２号。以下「認定こども園法施行規則」という。）第１５条第１項第５号に規定する園則、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。）第２０条に規定する運営規程及び学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）等に基づく各種計画等においては、分園について、その実情を踏まえ、適切に位置付けを行うこと。

## 2. 設置手続について

### (1) 認定こども園法に基づく手続

分園を設置するときは、認定こども園法施行規則第16条各号に掲げる事項のうち必要なものについて園則の記載の変更を行った上で、認定こども園法施行規則第15条第2項に基づき、都道府県知事（指定都市・中核市の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該市長）に届出をすること（分園の廃止についても同様である。）。

### (2) 子ども・子育て支援法に基づく手続

分園を設置するときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第33条に基づき、必要な事項の変更について、当該特定教育・保育施設の所在地を管轄する市町村長に届出をすること（分園の廃止についても同様である。）。

また、分園の設置に伴い、利用定員を増加しようとするときは、上記に加え、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第32条第1項に基づき、確認の変更を申請しなければならないこと。

## 3. 既存分園の取扱いについて

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の2又は学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の2により設置の届出がされた分園を有する幼稚園・幼稚園型認定こども園や、保育所分園を有する保育所・保育所型認定こども園が幼保連携型認定こども園に移行した場合には、以下の要件を満たすことを前提として、当分の間、これらの分園を引き続き幼保連携型認定こども園の分園として取り扱うことができること。なお、この場合においても、新たに幼保連携型認定こども園の分園を設置する場合に適用される基準（本通知1.）に適合するよう努めること。

- ① 教育・保育の適切な提供が可能であること。
- ② 子どもの移動時の安全が確保されていること。
- ③ それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育・保育を提供する子どもの数や当該子どものために編制する学級数に応じて、必要な施設・設備を有していること。

## 4. 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の分園について

幼稚園型認定こども園の分園については学校教育法第4条の2又は学校教育法施行令第27条の2により設置される幼稚園分園の規定に従い、また、保育所型認定こども園の分園については「保育所分園の設置運営について」により設置される保育所分園の規定に従うものであるとともに、それぞれの分園においても都道府県の条例で定める認定こども園の要件に適合する必要があること。

なお、当該分園が認定こども園の分園であることを鑑み、本通知による幼保連携型認定こども園の取扱いを踏まえ、適切に対応すること。

5. 公定価格の取扱いについて

分園に係る公定価格の取扱いについては、別途、公定価格に係る留意事項通知等で示す予定であるため、そちらを参照して頂きたいこと。

本件担当：

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

TEL：03-5253-2111（代表）内線38445

FAX：03-3581-0992

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL：03-5253-4111（代表）内線2714

FAX：03-6734-3736

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（代表）内線7928

FAX：03-3595-2674

## 1 区域の設定

### (1) 設定区域の趣旨

区域は、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位をいいます。

### (2) 設定区域の内容

県が定める区域は、市町村単位を1区域とします。したがって、全体で33区域となります。

### (3) 設定区域の状況（区域名）

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市  
陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町  
岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町  
山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町

## 2 各年度の量の見込と提供体制、実施時期

（各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期）

### (1) 各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における県全域及び設定区域ごとの教育・保育の量の見込みは、別表1-1及び別表1-2の「量の見込」欄のとおりとします。

また、幼稚園、保育所の認定こども園への移行については、制度の財源や給付の詳細が決まっていないことから流動的な状況にあり、未定とする施設が複数あります。このため、「認定こども園への移行の認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加算する数」は、定めないこととします。

なお、幼稚園又は保育所から認定こども園に移行する場合にあつては、制度の目的である認定こども園の普及の観点から、既に確保対策が量の見込を上回っている場合にも、原則として認可を行う方針とします。



【案】

平成 31 年 3 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県子ども・子育て会議  
幼保連携型認定こども園部会長

幼保連携型認定こども園の設置の認可について（答申）  
さきに諮問のありました標記について、下記のとおり答申します。

記

諮問件数	12 件
認可を適とする件数	12 件
認可を不適とする件数	0 件

（詳細は別紙のとおり）

## 別紙

## 幼保連携型認定こども園の設置の認可につき審議するものの一覧表

番号	名称	所在地	設置者	開設の時期	適否
1	幼保連携型認定こども園 あかまえこども園	本園:宮古市赤前第3地割14番地11 分園:宮古市黒森町2番34	社会福祉法人 慈愛会	平成31年4月1日	○適 否
2	認定こども園 盛こども園	大船渡市盛町字沢川47番地1	社会福祉法人 盛愛育会	平成31年4月1日	○適 否
3	幼保連携型認定こども園 花巻みなみ幼稚園	花巻市桜木町2丁目209	学校法人 豊水久田野学園	平成31年4月1日	○適 否
4	にじいろこども園	花巻市東宮野目第3地割95番地1	社会福祉法人 セントラル	平成31年4月1日	○適 否
5	幼保連携型認定こども園 いいとよ保育園	北上市村崎野12地割74番地1	社会福祉法人 平和会	平成31年4月1日	○適 否
6	幼保連携型認定こども園 門前保育園	久慈市新中の橋第4地割11番地4	社会福祉法人 門前保育会	平成31年4月1日	○適 否
7	平館こども園	八幡平市平館第26地割30番地	社会福祉法人 杉の子会	平成31年4月1日	○適 否
8	あしろこども園	八幡平市清水219	社会福祉法人 杉の子会	平成31年4月1日	○適 否
9	認定こども園 姉体幼稚園	奥州市水沢姉体町宿25	学校法人 龍徳学園	平成31年4月1日	○適 否
10	なでしこ保育園	滝沢市室小路251番地2	社会福祉法人 撫子会	平成31年4月1日	○適 否
11	幼保連携型認定こども園 北高田こども園	紫波郡矢巾町高田第9地割5番地1	社会福祉法人 吉祥会	平成31年4月1日	○適 否
12	幼保連携型認定こども園 こずかたこども園	紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第5 地割335番地	社会福祉法人 敬愛会	平成31年4月1日	○適 否